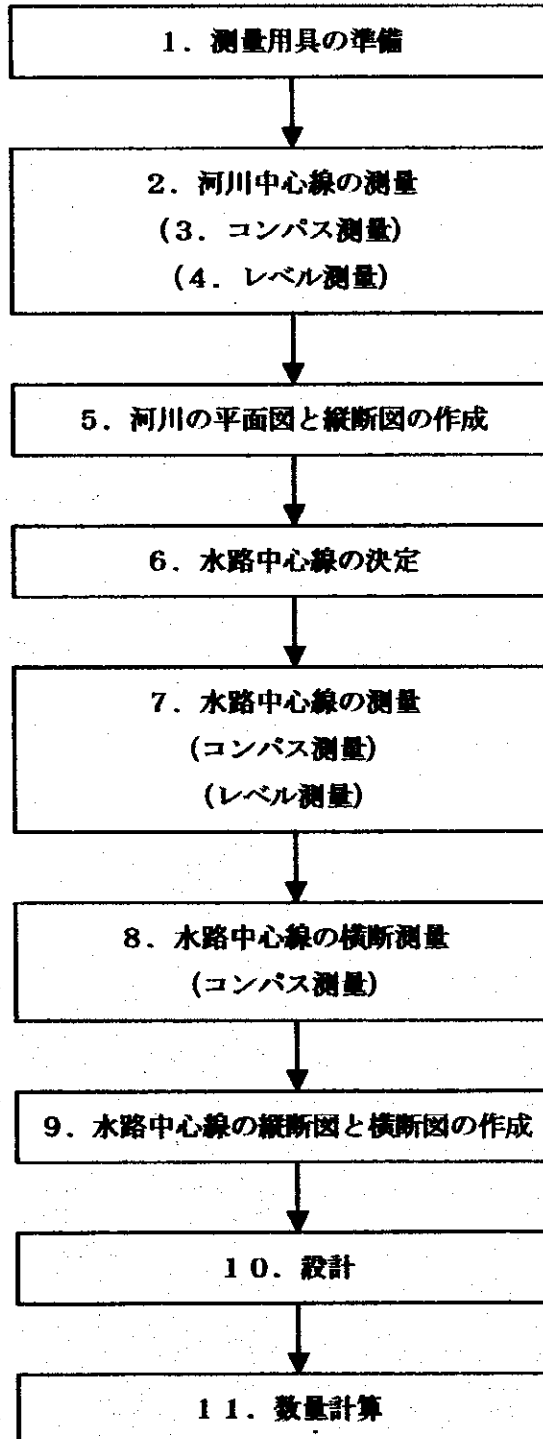


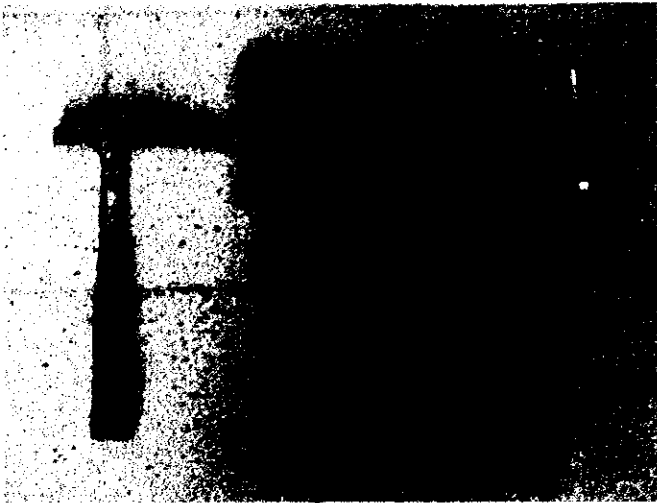
測量と設計の実施マニュアル

水路造成工事のための測量と設計を通じて、測量と設計技術を理解する。

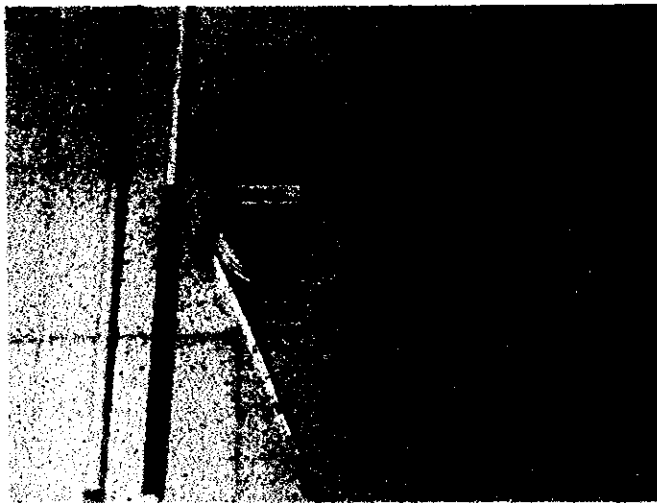
測量と設計の流れは、以下の通りである。



1. 測量用具の準備



- 杭
- ハンマー
- 野帳
- マジックペン
- 鉛筆
- 電卓



- コンパス
- コンパス用三脚
- 巻尺 (50m)
- ポール (2本)



- レベル
- レベル用三脚
- 標尺

2. 河川中心線の測量



測量は、河川の全体的な流れの方向が把握できるように、水路計画区間の上流と下流を含めて実行する。



下流から測量を開始する。
最下流の杭のNoを0とする。
順次、1、2、3、4、5とNoを付ける。
杭は、河川の流れの中心と思われる点に打ち込む。



No0にコンパスを置き、コンパス測量を開始する。
最初にNo0からNo1を測る。
次にNo1にコンパスを移し、No1からNo2を測る。
以下、順次コンパスを移動して測る。

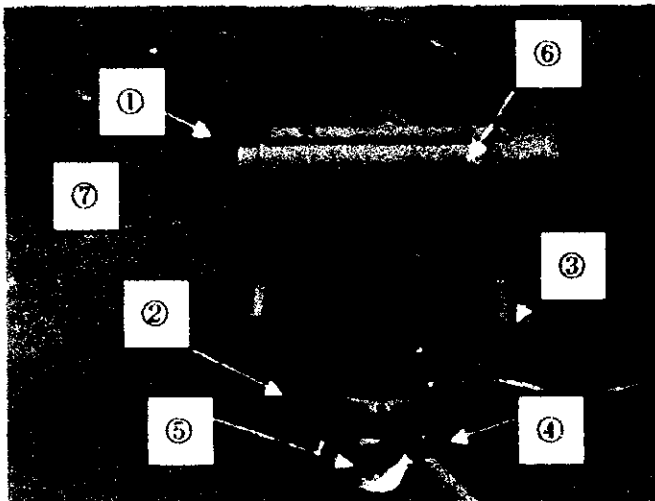
3. コンパス測量



コンパスと三脚を繋ぐ。

コンパスが緩まないように、しっかり締める。

錘が、杭の上に位置するように、コンパスを置く。



①は、望遠鏡の十字線の調整ネジ。十字線がはっきり見えるように調節する。

②は、コンパスの針を固定するネジ。コンパスを使う時は、必ず緩めること。

③は、望遠鏡とコンパスを固定するネジ。コンパスを使う時は、必ず締めること。

④は、コンパスの固定ネジ。目標物を探す時は、緩める。目標物が十字線の近くにきたらネジを締める。

⑤は、コンパスの微調整ネジ。④のネジを固定した後、⑤のネジを回して、目標物を確実に十字線に合わせる。

⑥は、望遠鏡の遠近を調節するネジ。



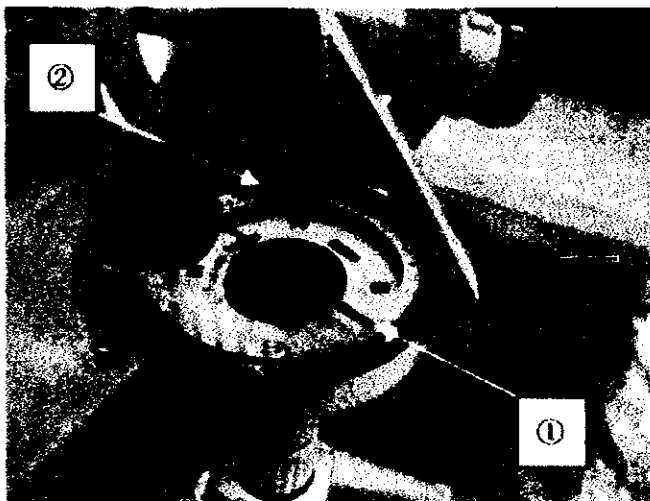
上の写真の⑦は、コンパスを水平に合わせるための気泡。

両手を使って、2つの気泡を中心線に合わせる。



杭に立てたボールをコンパスの望遠鏡で見
る。

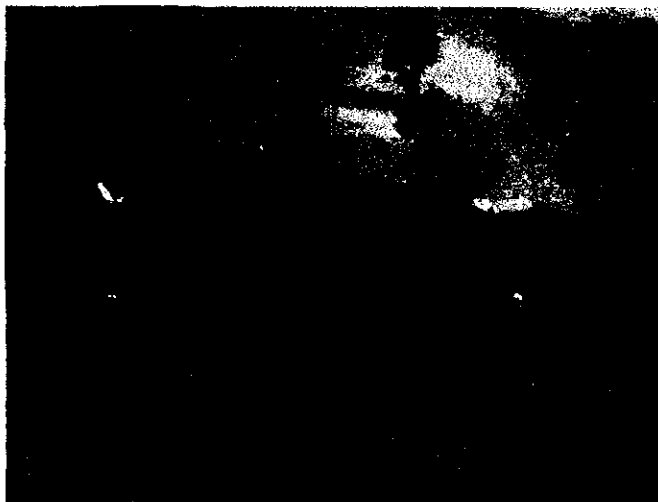
地面からの望遠鏡の高さが1.3mの場合、ボ
ールの1.3mの高さに望遠鏡の十字線を合
わせる。



①はコンパスの黒い針。方位角は、コンパス
の黒い針の指す数字を読み取る。

チェックのために、読み取った方位角に180
度を足して（又は引いて）、その数字が赤い
針と一致するかを確認する。

②は仰角を示す針。針の指す数字を読み取る。
望遠鏡が上向きならばプラスとなり、下向き
ならばマイナスとなる。



杭と杭の間の斜距離を測る。

地面からの望遠鏡の高さが1.3mの場合、ボ
ールの1.3mの高さと望遠鏡の間の斜距離
を、巻尺を使って測る。

No		HR	L	V
From	To			
0	~ 1	58	31.4	2
1	~ 2	49	33.0	1
2	~ 3	84	40.2	2
3	~ 4	25.5	19.3	1
4	~ 5	337	31.6	1
5	~ 6	308	43.3	2
6	~ 7	40	23.0	1

野帳に読み取った数字を記載する。

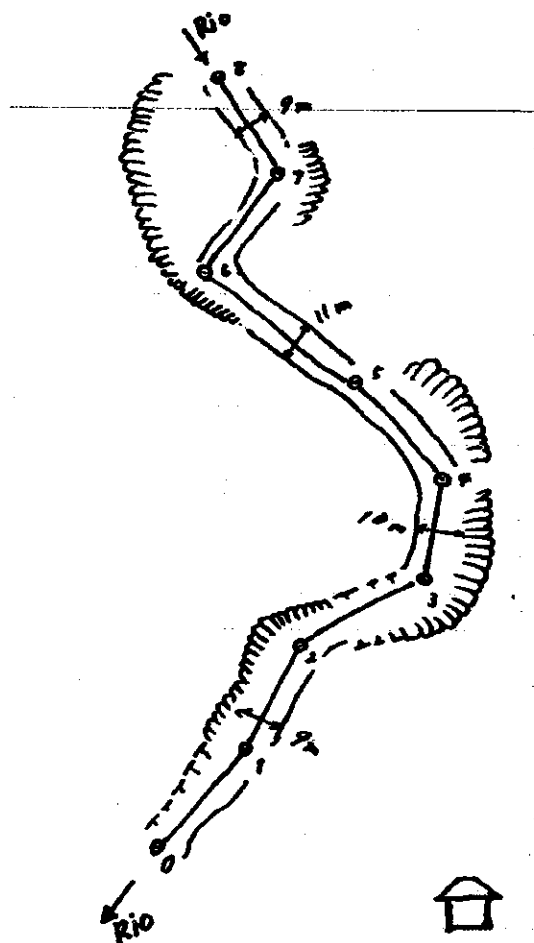
①は No0 にコンパスを置き、No1 を測ったことを表す。

②は No1 にコンパスを置き、No2 を測ったことを表す。

③の列に、読み取った方位角を記入する。

④の列に、読み取った斜距離を記入する。

⑤の列に、読み取った仰角を記入する。



野帳には、河川の幅や崖の状況などのスケッチを書いておく。

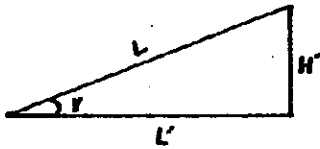
後で平面図を書く時に役立つ。

コンパス測量の野帳の計算方法

No	From	To	HR	L	V	L'	H'
0 ~ 1	58	31.4	2	31.4	1.1	...	①
1 ~ 2	49	33.0	1	32.3	0.6		
2 ~ 3	84	40.2	2	40.2	1.4		
3 ~ 4	25.5	19.3	1	19.3	0.3		
4 ~ 5	337	31.6	1	31.6	0.6		
5 ~ 6	308	43.3	2	43.3	1.5		
6 ~ 7	40	23.0	1	23.0	0.4		

ピタゴラスの定理を使って計算する。

①は計算例。



$$L' = L \times \cos(V)$$

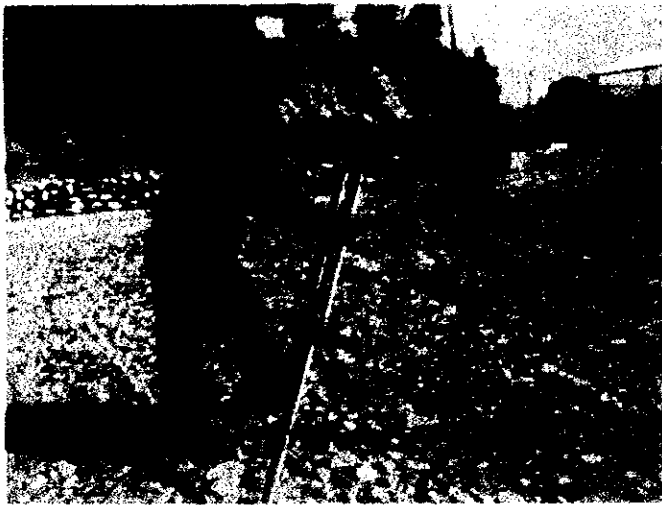
$$H' = L \times \sin(V)$$

①

$$L' = 31.4 \times \cos(2) = 31.4 \times 0.999 = 31.38 \approx 31.4$$

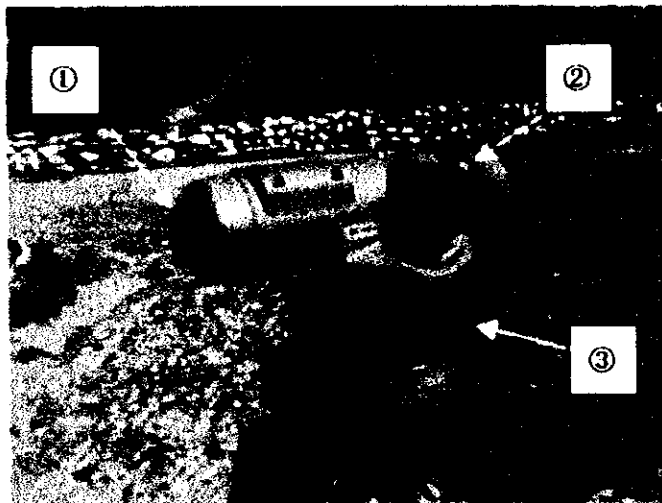
$$H' = 31.4 \times \sin(2) = 31.4 \times 0.035 = 1.09 \approx 1.1$$

4. レベル測量



レベルは、多くの測量点の高さが読み取れる場所に置く。測量点から最低2 m程度離して置く。

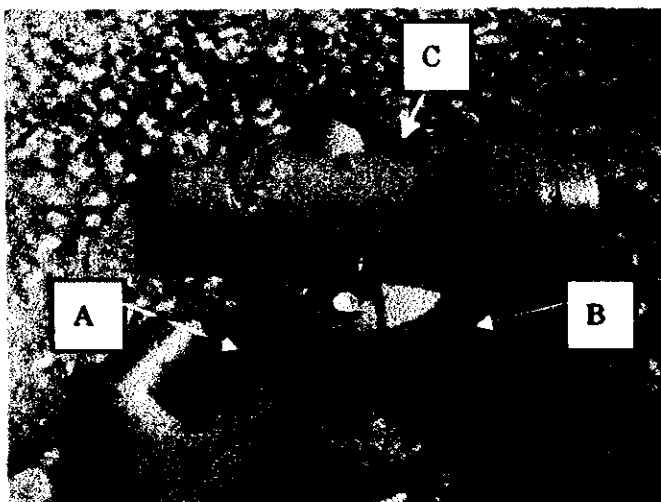
足で三脚の根元を踏み、レベルがしっかりと固定されるようにする。



①は、望遠鏡の十字線の調整ネジ。十字線がはっきり見えるように調節する。

②は、望遠鏡の遠近を調節するネジ。

③は、レベルを水平にするための調整ネジ。この調整ネジは3つある。



最初に、A と B の両方のネジを回しながら、気泡を中心に近づける。

次に、C のネジだけを回しながら、気泡を中心に近づける。

最後に、B のネジまたは C のネジをまわしながら、気泡を中心に入れる。



BMを作成する。

BMは、構造物の高さの基準となる標高である。工事の際、掘削深さや構造物の高さは、BMを基準に決めることになる。

BMの標高は、近くにある正確な水準点等から導くが、それが無い場合は、地形図やハンディGPSを参考にして決定する。

BMは、洪水などで紛失しない安全な場所を作る。BMは、動かない大きな石の上にペンキで表示してもよい。

今回の測量では、ハンディGPSから標高を読み取り、杭の上を標高2000mとした。



最初に、BMに標尺を立てて、レベルの十字線に合った数字を読み取る。

標尺は垂直に立てなければならない。

レベルを置いてから、初めて読み取る数字は野帳のBSの列に記入する。



レベルによる標尺の数字の読み取り状況。

レベルは、間違えやすいので、測量を往復して行うこと。

野帳の記載方法 (図1の①、②、③に対応する)

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			

① 最初に、BMの高さを読み取る。野帳の(1)の行のBSの列に読み取った数字を記入する。

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			
0				2.315
1				1.865
2				0.99

② レベルを移動せずに、見ることができるNoの地盤に標尺を立てて、数字を読み取る。今回の測量では、No0からNo2を見ることができたので、野帳の(2)から(4)の行のFSの列に読み取った数字を記入する。

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			
0				2.315
1				1.865
2				0.99
TP				0.807

③ 次のNo3は、見ることができないためレベルを移動しなければならない。移動する前にTPを作る。TPは、簡単に動かない杭や石の上とする。標尺をTPの上に立て、その数字を読み取り、(5)の行のTPの列に記入する。

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			
0				2.315
1				1.865
2				0.99
TP	2.65			0.807

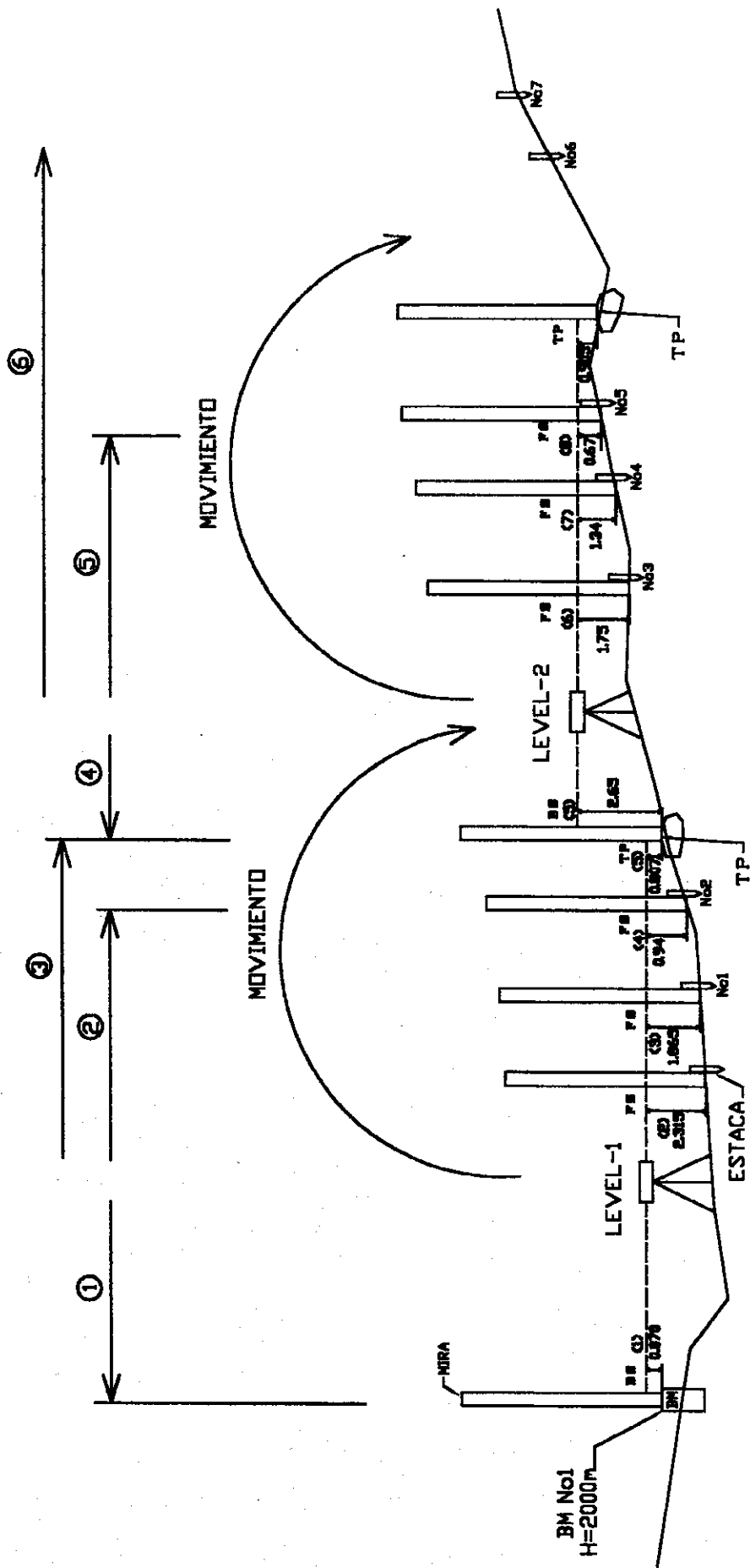
④ レベルを移動してから、同じTPの上に立てた標尺の数字を再び読み取り、(5)の行のBSの列に記入する。

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			
0				2.315
1				1.865
2				0.99
TP	2.65			0.807
3				1.75
4				1.39
5				0.67

⑤ 以下、レベルを移動せずに、見ることができるNoの地盤に標尺を立てて、数字を読み取る。今回の測量では、No3からNo5を見ることができたので、野帳の(6)から(8)の行のFSの列に読み取った数字を記入する。

No	BS	IH	TP	FS
BM No. 1	0.070			
0				2.315
1				1.865
2				0.99
TP	2.65			0.807
3				1.75
4				1.39
5				0.67
TP	3.51			0.59
6				2.67
7				1.01
TP	2.27			0.905
8				1.65
9				0.85

⑥ 次のNo6は、見ることができないため同様にTPを作ってから、レベルを移動する。その後、No6以降を読み取る。



CALCULACION DE ALTITUD

LEVEL-1 (IH) = 2000.00 + 0.070 = 2000.070

No 0 = 2000.070 - 2.315 = 1997.755

No 1 = 2000.070 - 1.865 = 1998.205

No 2 = 2000.070 - 0.940 = 1999.130

LEVEL-2 (IH) = 2000.070 - 0.807 + 2.65 = 2001.913

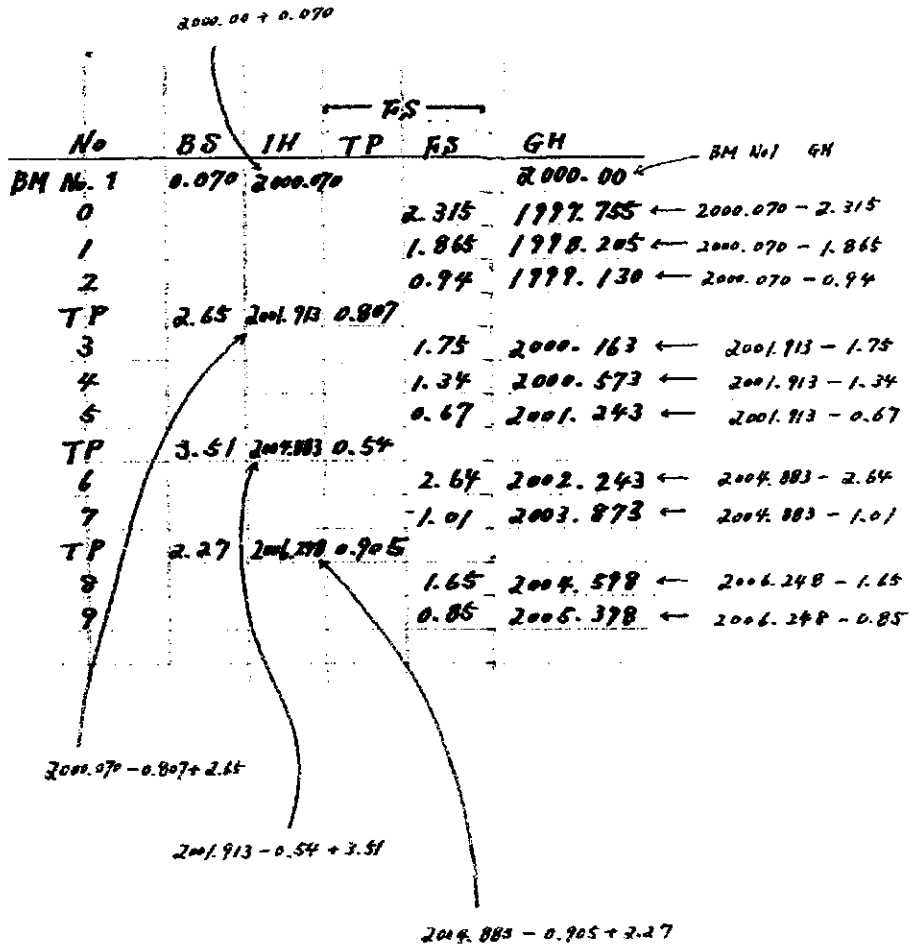
No 3 = 2001.913 - 1.75 = 2000.163

No 4 = 2001.913 - 1.34 = 2000.573

No 5 = 2001.913 - 0.67 = 2000.243

野帳の計算方法。

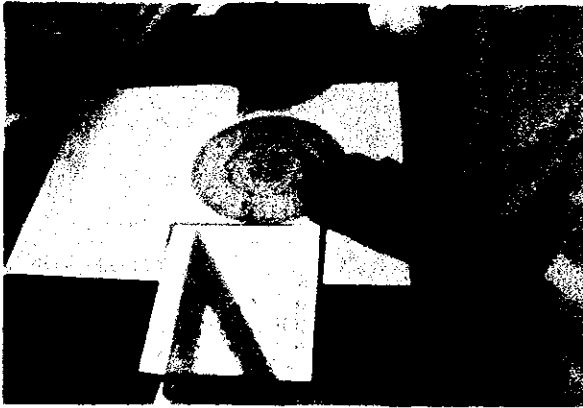
図1を参照すること。



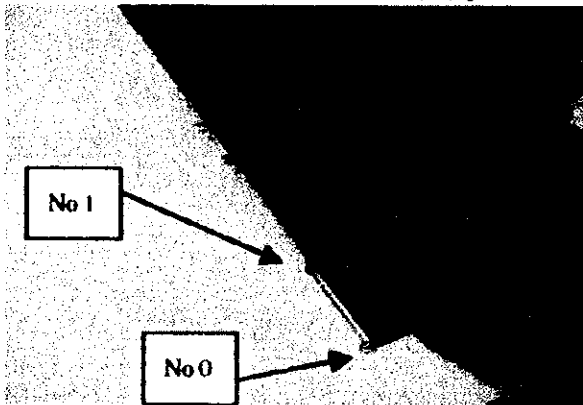
5. 河川の平面図と縦断図の作成

平面図は、以下の方法で作成する(図2)。

- ① 縮尺は、1/1000、1/500 など適宜の大きさとする。
- ② 方眼紙に北の方向を直線目盛りに合わせて記載する。
- ③ No0の点を方眼紙の任意の場所に記載する。そして北の方向と分度円の0度を一致させながら、No0の点と分度円定規の中心を重ねる。
- ④ コンパス測量野帳のHRを見て、No0からNo1を見た方向を図上に記す。



- ⑤ コンパス測量野帳のL'を見て、No0からNo1までの水平距離を直線で記載する。この場合、直線の終点はNo1となる。

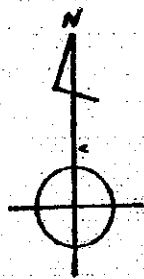


- ⑥ 以下、No1に分度円定規を移し、同様の作業を繰り返す。
- ⑦ BMを記載する。
- ⑧ 野帳に書いたスケッチを参考にして、平面図に河岸の状況を記載する。
- ⑨ 家の位置はコンパス測量にて計測したものである。

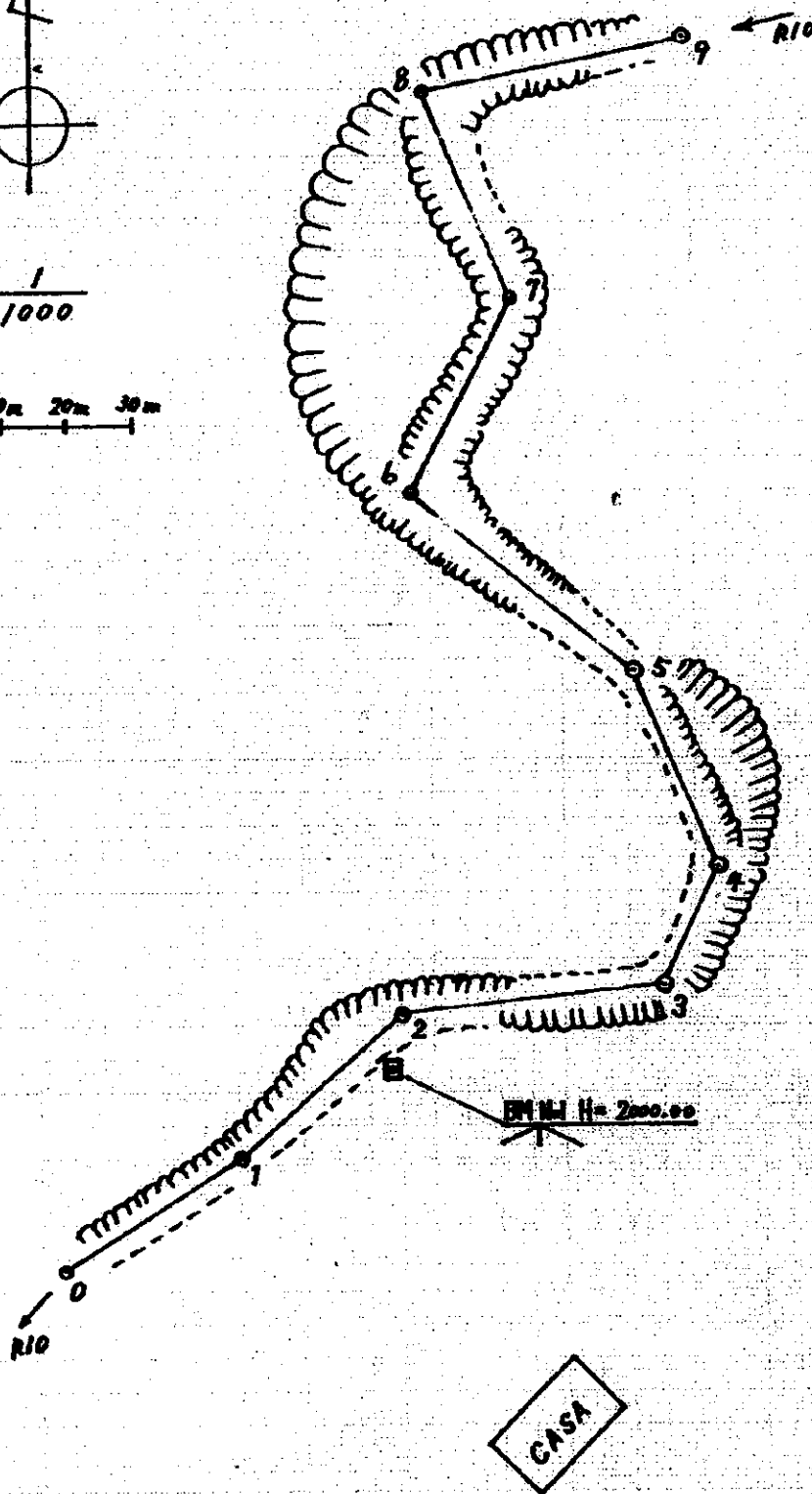
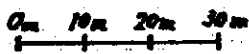
縦断図は、以下の方法で作成する(図3)。

- ① 縮尺は、水平距離は1/1000、1/500など、地面の高さは1/200、1/100など、適宜の大きさとする。水平距離と高さの縮尺が違っていても構わない。
- ② 点、水平距離、地面の高さ、勾配、計西高さを記載する欄を作る。
- ③ 点ごとに、水平距離、地面の高さを記載する。水平距離は、コンパス測量野帳のL'を累加して、10cm単位で記載する。地面の高さはレベル測量野帳のGHを見て、cm単位まで記載する。
- ④ 点ごとの高さをプロットして、直線で結ぶ。
- ⑤ 勾配の大きな変化点で区切り、勾配を計算して、勾配の欄に記載する。勾配の計算方法は、縦断図中に赤い計算式で示した。
- ⑥ BMを、高さを合わせて記載する。

PLANO

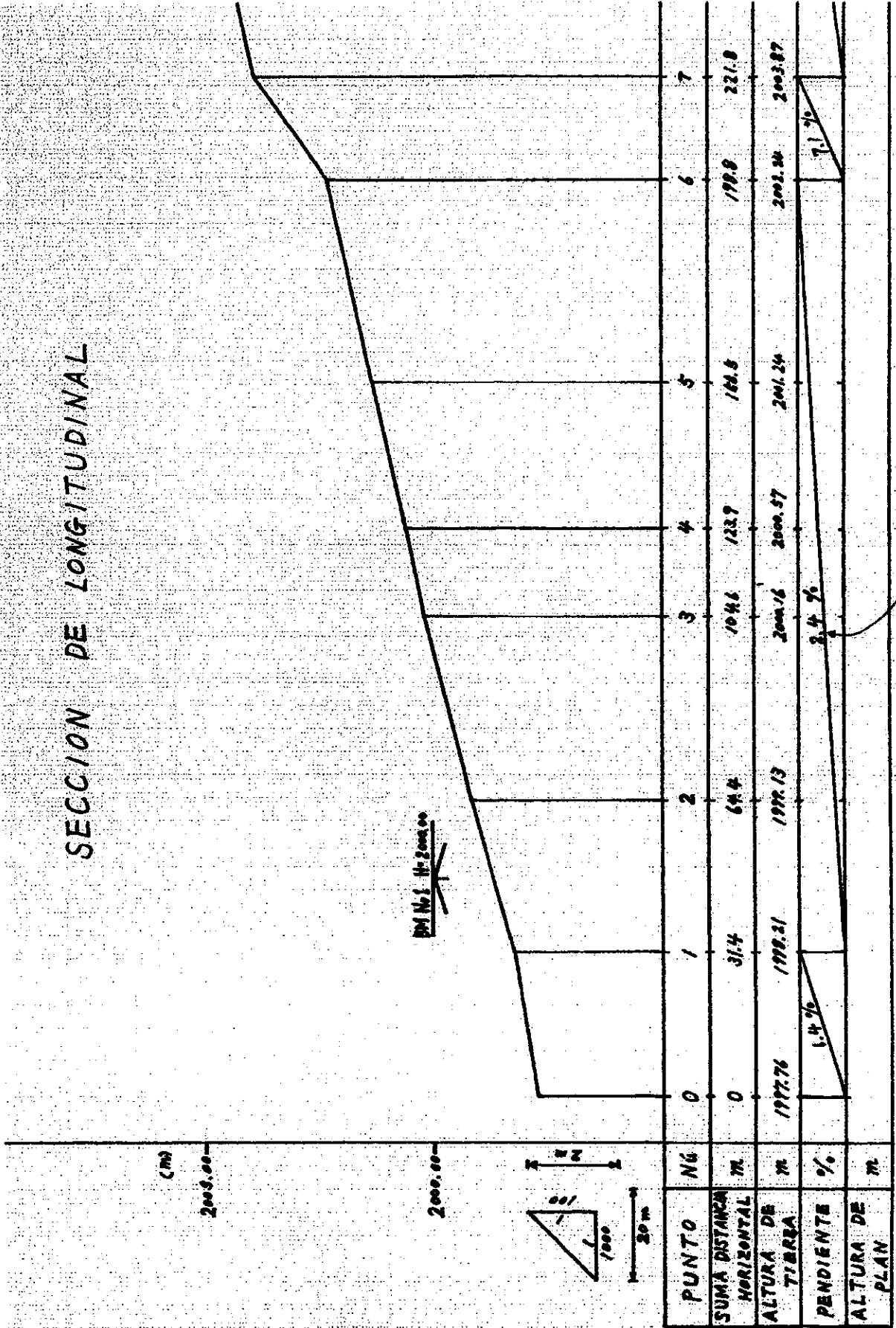


$$S = \frac{1}{1000}$$



Dibujo-2

SECCION DE LONGITUDINAL

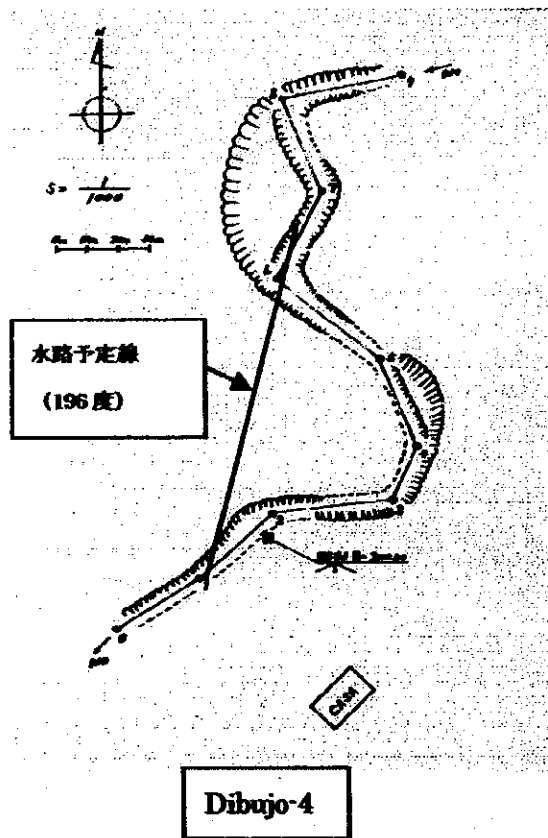


$$(2002.24 - 1978.21) \div (198.8 - 31.4) \times 100$$

Dibujos

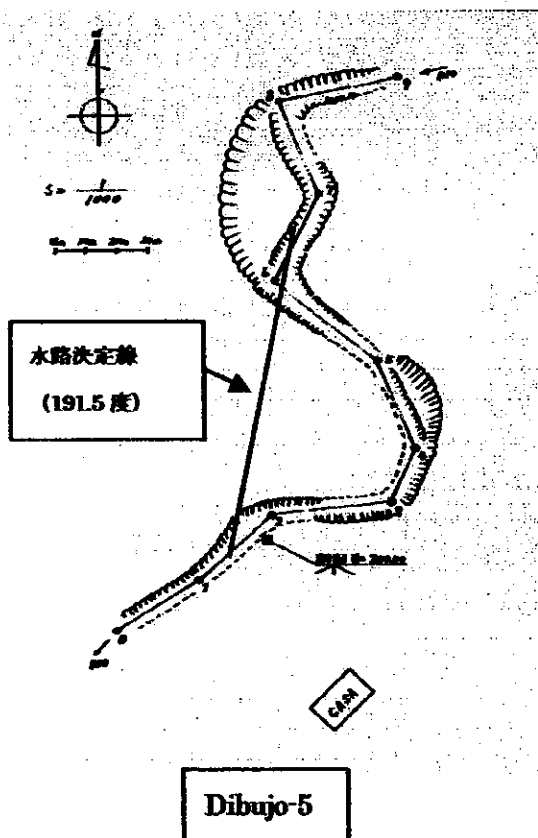
6. 水路中心線の決定

川の流れの方向と、家の位置を考えながら、水路中心線の方角を、平面図上で検討する。検討した水路中心線の方角は、平面図上から読み取る（図4）。



現地において、平面図上で予定した水路中心線の方角を、地形や工事の規模を考えながら、再検討する。

今回の測量では、平面図上で方位196度としたが、現地の地形や工事の規模を考えて、方位191.5度とした（図5）。

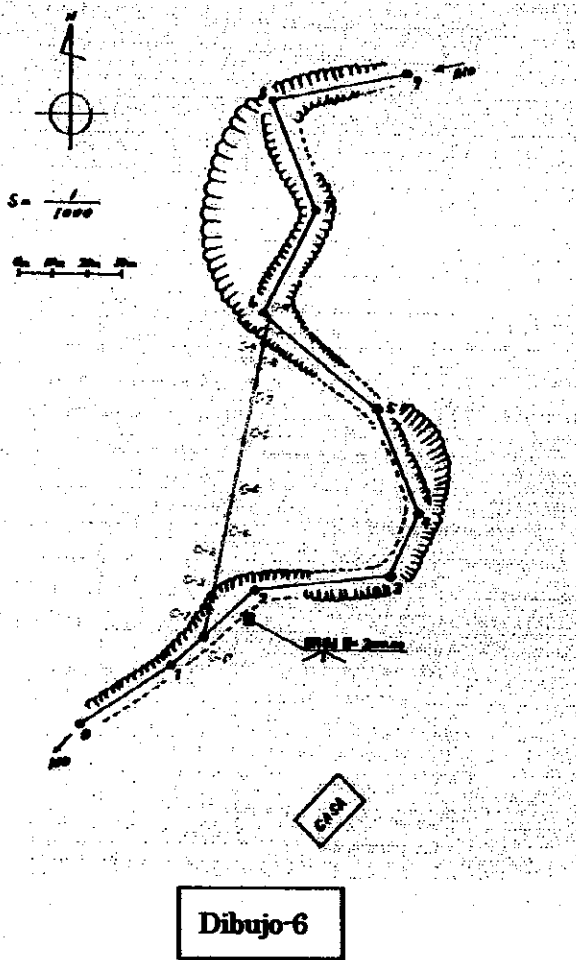


7. 水路中心線の測量

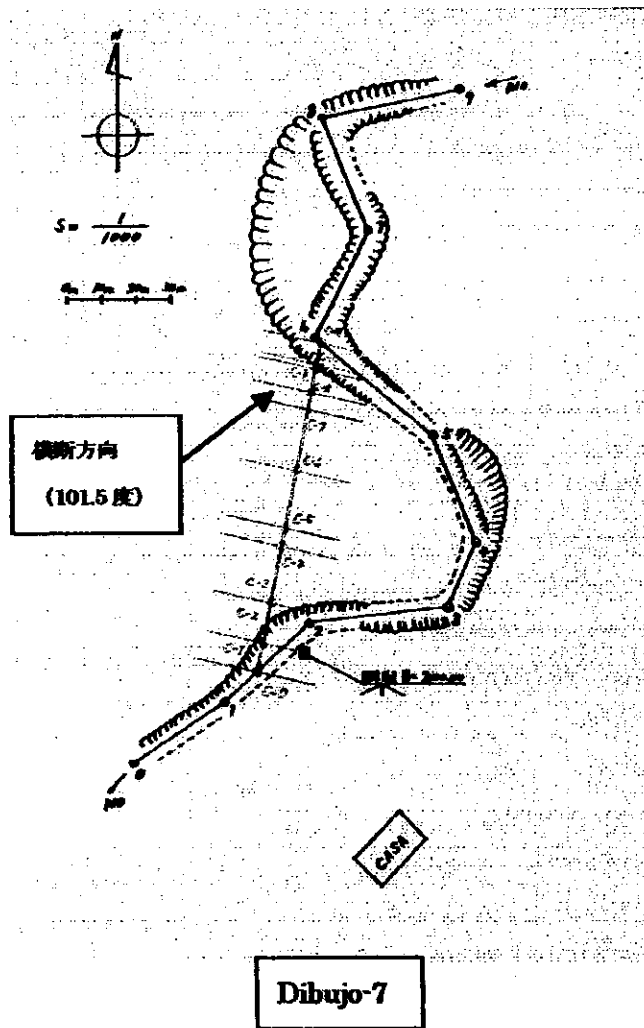
方位 191.5 度の方向で、中心線測量を行う。

地形の変化点に、杭を打ち込む。杭には No を付ける。杭の No は、下流から C-1、C-2、C-3 と付けた (図6)。

河川中心線の測量と同様に、コンパス測量、レベル測量を行う。



8. 水路中心線の横断測量



各杭から、水路中心線の直角方向に横断測量を行う。

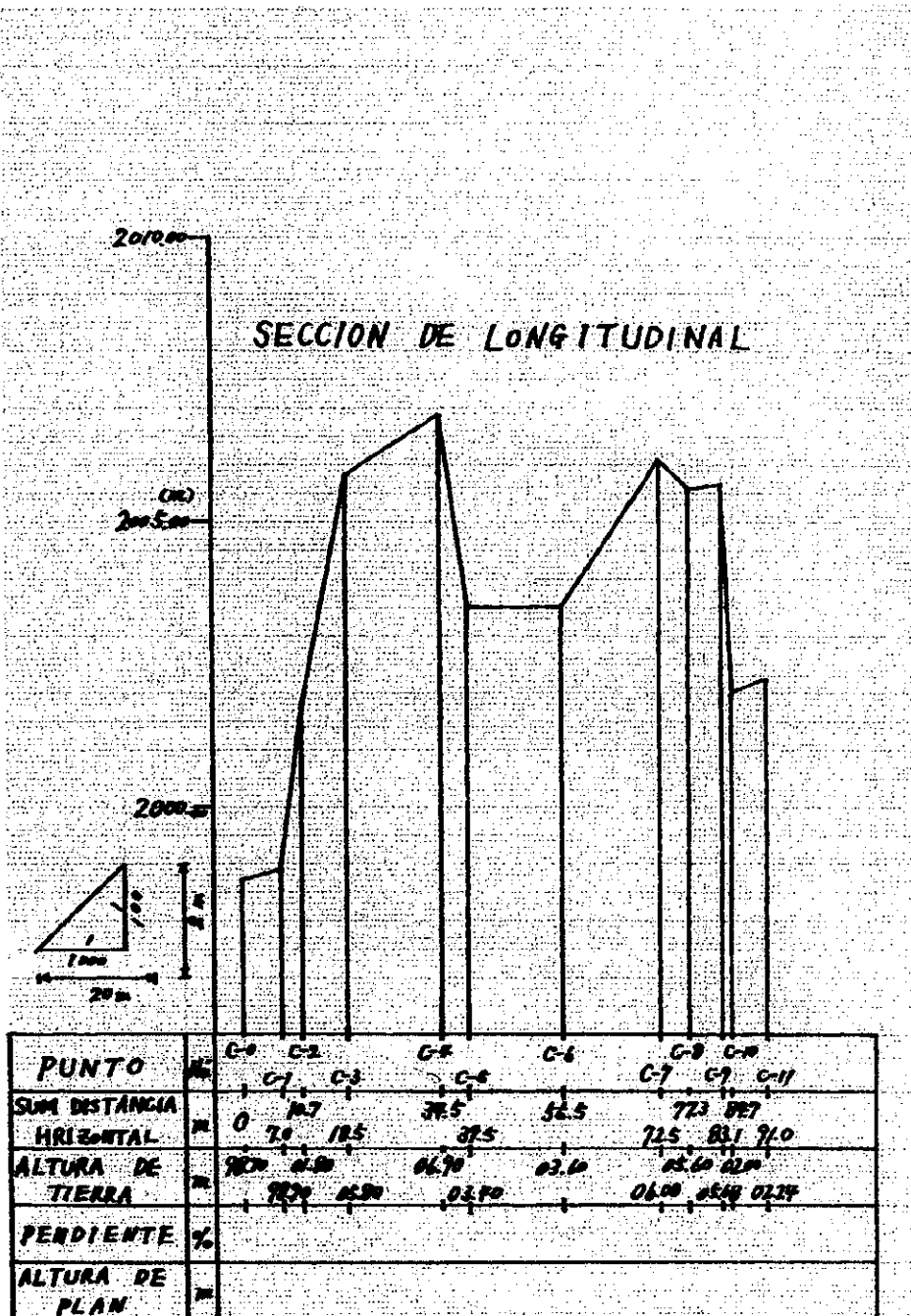
今回の測量では、方位 101.5 度の方向でコンパス測量のみを行った (図7)。

横断地形の変化点を測量したが、杭は打ち込まなかった。

9. 水路中心線の縦断面図と横断面図の作成

縦断面図

縦断面図は、河川中心線の縦断面図と同じ方法で作成する（図8）。



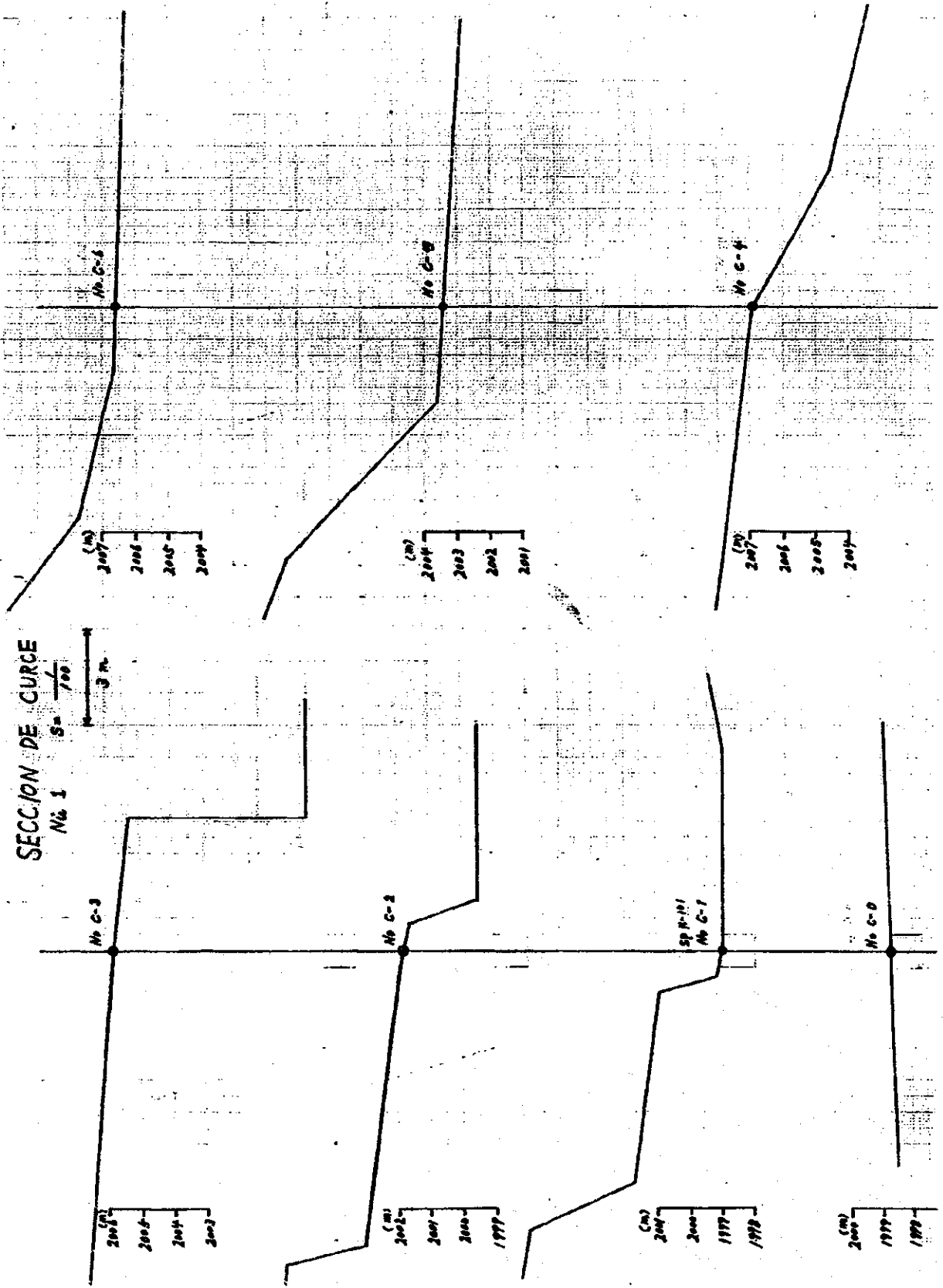
Dibujo-8

横断面図

横断面図は、コンパス測量のデータから作成する（図9、10）。水平距離はコンパス測量野帳のLを使用する。垂直距離はコンパス測量野帳のHを使用する。

横断面図の中心の高さは、水路中心線の縦断面図の高さを基準にする。そして、方眼紙上にプロットする場合、方眼紙上に高さの目盛りを作成し、その高さに合わせて、横断線を記載する。

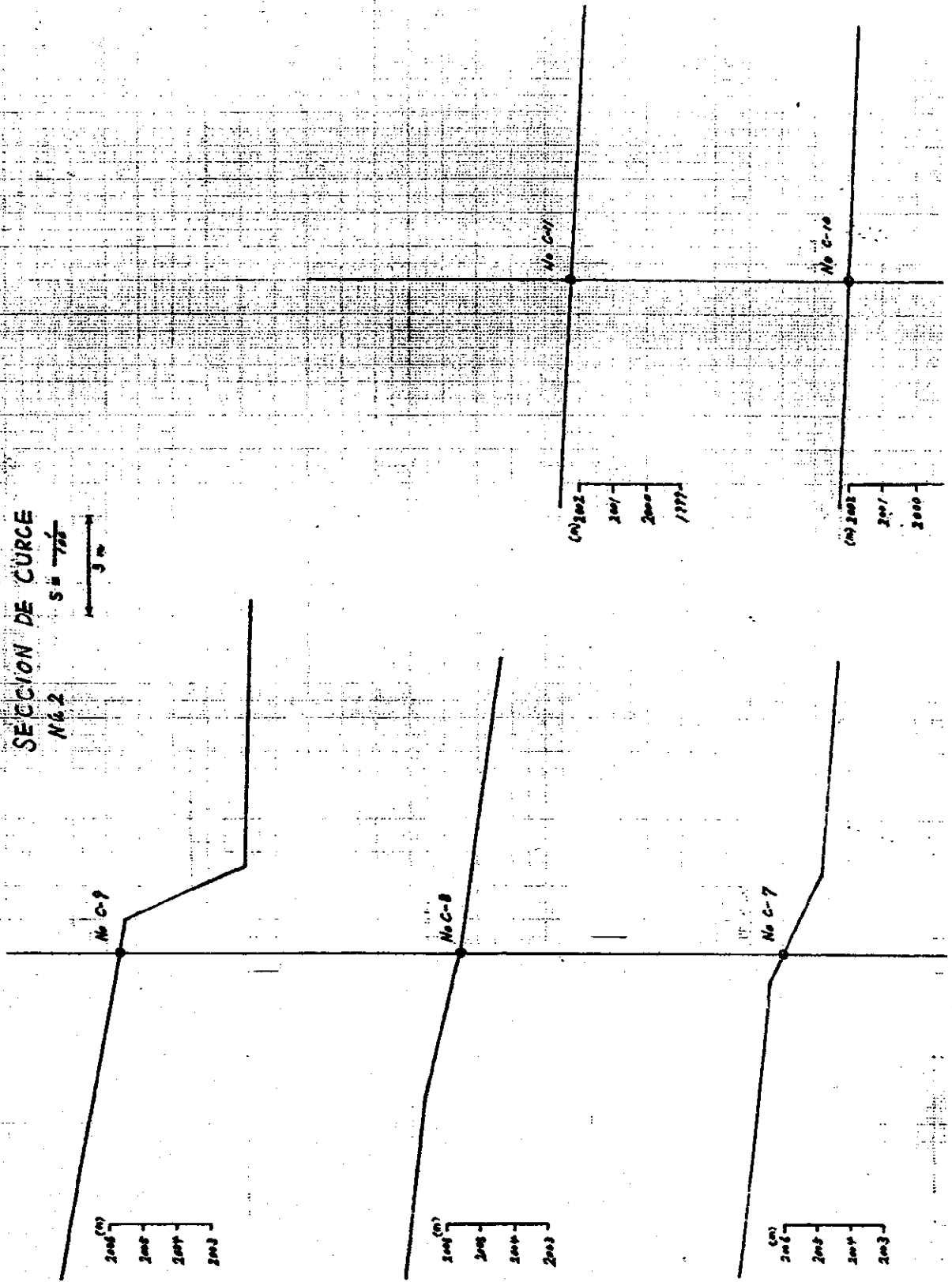
SECCION DE CURVE
 N^o 1
 $S = \frac{1}{100}$
 3 m



Dibujo-9

SECCION DE CURVE
 N.º 2
 S.º 7/8

3 m

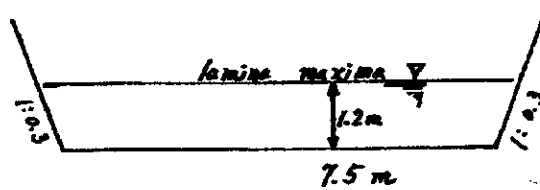


Dibujo-10

10. 設計

① 水路の必要断面を検討する。

現地で判断した河川の洪水痕跡は図 11 の通りである。



Dibujo-11

洪水痕跡と河川勾配から、次式により平均流速を求める。

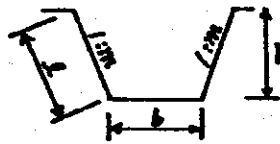
FORMULA DE MANNING

$$V \text{ (m/sec)} = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$$

n : coeficiente de rugosidad

lecho del rio	canto	$n=0.040$
	guijarro	$n=0.033$
	arcilla.	$n=0.027$
	arena	

R : radio hidráulico



$$P = l + l + b$$

$$l = h \times \sqrt{1 + m^2}$$

$$A = \frac{(b + b + mh + mh)}{2} \times h$$

$$R = \frac{A}{P}$$

I : Pendiente

* Proceso de calculacion de presente rio

$$n = 0.033 \quad (\text{guijarro})$$

$$I = 0.024 \quad (\text{desde seccion de longitudinal})$$

$$l = 1.2 \times \sqrt{1+0.3^2} = 1.2 \times 1.044 = 1.25$$

$$P = 1.25 + 1.25 + 7.5 = 10.00$$

$$A = \frac{(7.5 + 7.5 + 0.3 \times 1.2 + 0.3 \times 1.2)}{2} \times 1.2 = 9.43$$

$$R = \frac{9.43}{10.00} = 0.943 \approx 0.94$$

$$V \text{ (m/seg)} = \frac{1}{0.033} \times 0.94^{\frac{2}{3}} \times 0.024^{\frac{1}{2}} = 4.50$$

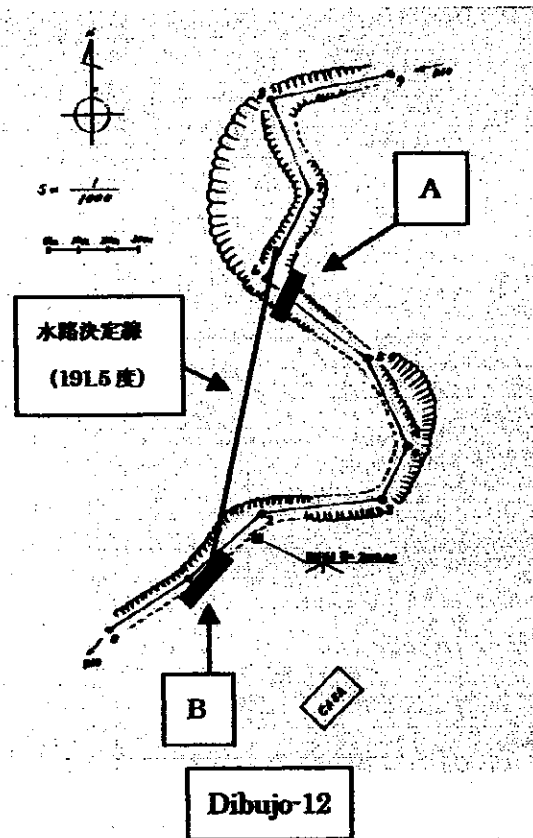
$$\therefore V = 4.50 \text{ (m/seg)}$$

洪水断面と平均流速から、洪水流量を求める。

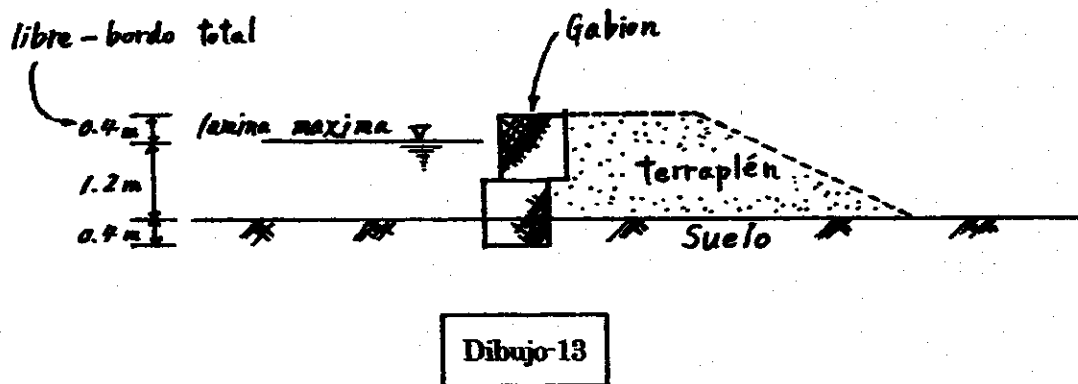
$$Q \text{ (m}^3\text{)} = A \times V = 9.43 \times 4.50 = 42.44$$

$$\therefore Q = 42.44 \text{ (m}^3\text{)}$$

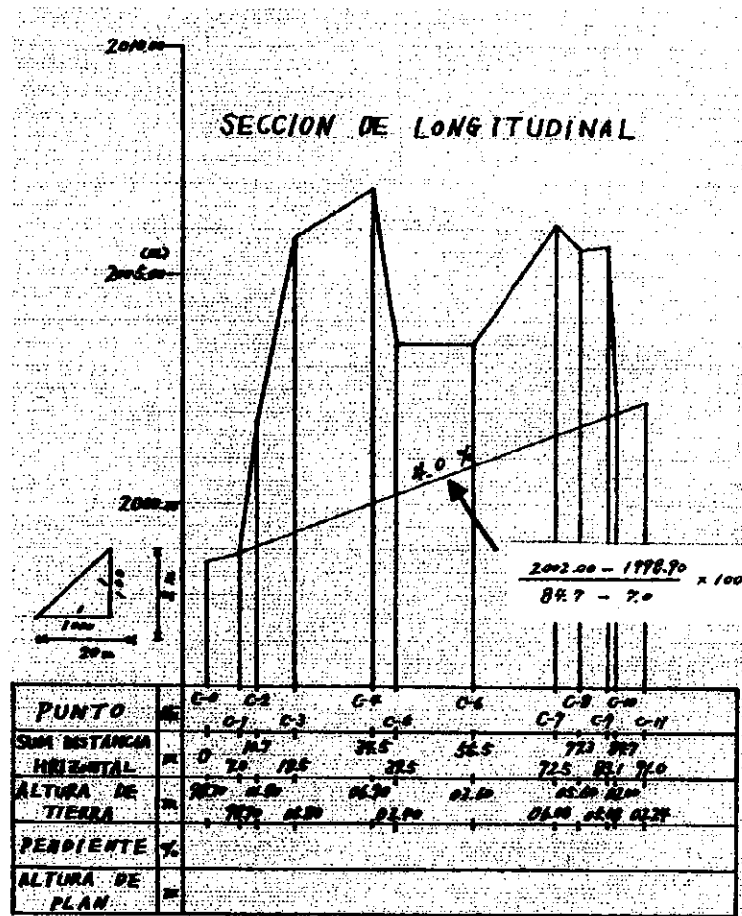
この洪水流量を流すことができる必要断面を検討する。まず、上流部のAの部分に、洪水を防止するために護岸（フトンカゴ）を設置する必要がある。また、Bの部分にも洪水の衝撃による浸食を防止するために、護岸（フトンカゴ）を設置する必要がある（図12）。



Aの部分の護岸は、地面から下に0.4m埋め込み、地上高1.6mと計画する。護岸の安全のため、0.4mの余裕を確保する。このため、水路に流れる洪水を1.2m以下の高さにしなければならない（図13）。



水路中心線の縦断面図に、水路の底の計画線を記入し、その勾配を計算する (図 14)。



Dibujo-14

水路の計画勾配を 4.0% とする。そして水路の法勾配を 3 分とする。この条件で、水路の底幅を 1 m ずつ替えながら、マンシング式で通過流量を計算すると表 1 のようになる。計算では、コンピューターソフト (EXCEL) を使用した。

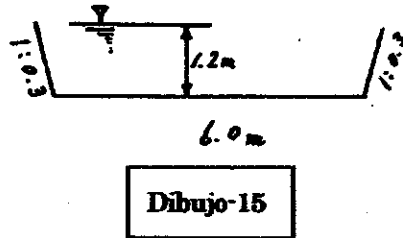
Tabla-1

b	m (talud)	h	A	P	R	n (rugosidad)	I	V	Q
1.00	0.30	1.20	1.63	3.50	0.47	0.03	0.04	3.66	5.97
2.00	0.30	1.20	2.83	4.50	0.63	0.03	0.04	4.45	12.59
3.00	0.30	1.20	4.03	5.50	0.73	0.03	0.04	4.91	19.79
4.00	0.30	1.20	5.23	6.50	0.80	0.03	0.04	5.22	27.30
5.00	0.30	1.20	6.43	7.50	0.86	0.03	0.04	5.48	35.24
6.00	0.30	1.20	7.63	8.50	0.90	0.03	0.04	5.65	43.11
7.00	0.30	1.20	8.83	9.50	0.93	0.03	0.04	5.77	50.95
8.00	0.30	1.20	10.03	10.50	0.96	0.03	0.04	5.90	59.18
9.00	0.30	1.20	11.23	11.50	0.98	0.03	0.04	5.98	67.16
10.00	0.30	1.20	12.43	12.50	0.99	0.03	0.04	6.02	74.83

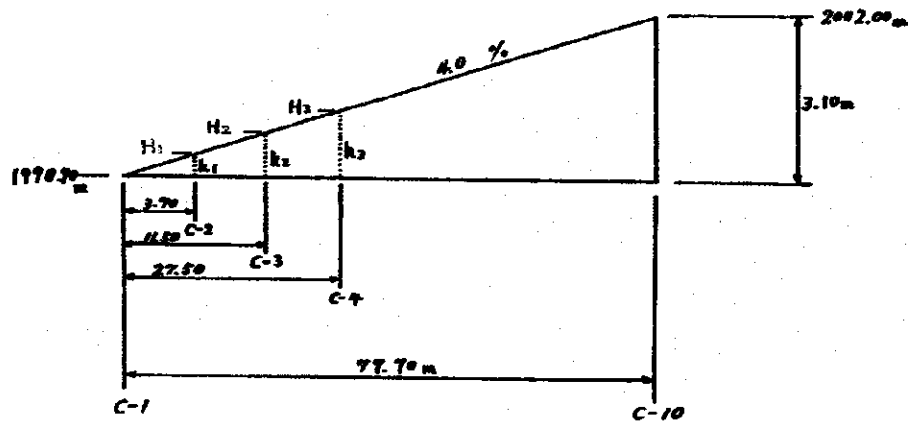
表1を見ると、水路の底幅が6mの時、洪水流量を越える水を流すことができることが分かる。

$$b = 6.0\text{m} \longrightarrow 43.11 (Q : \text{Canal}) > 42.44 (Q : \text{Presente Rio})$$

以上の検討から、水路の必要断面を図15のように決定する。



- ② 水路中心線の縦断面図に、各点ごとに水路の底の計画高さを計算して記入する (図17)。
計算方法は以下のとおりである (図16)。



$$k_1 = 3.70 \times 0.04 = 0.148 \approx 0.15$$

$$k_2 = 11.50 \times 0.04 = 0.46$$

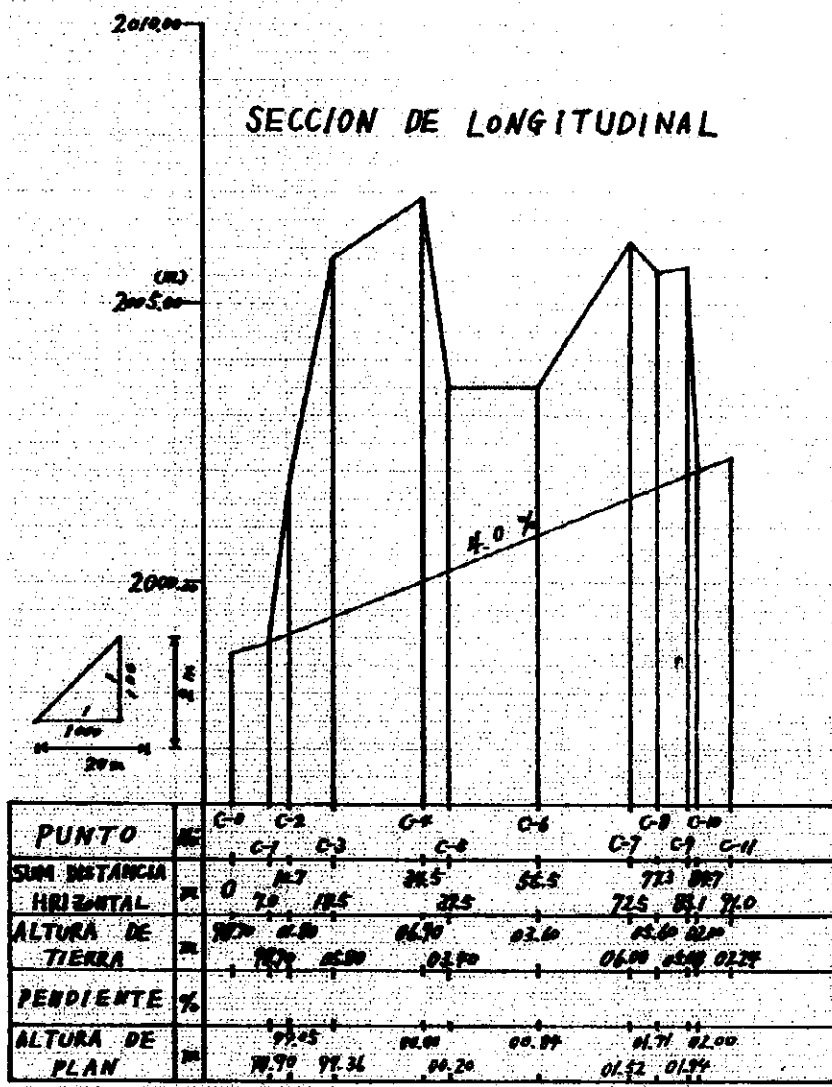
$$k_3 = 27.50 \times 0.04 = 1.10$$

$$H_1 = 1998.70 + 0.15 = 1998.85$$

$$H_2 = 1998.70 + 0.46 = 1999.16$$

$$H_3 = 1998.70 + 1.10 = 2000.00$$

Dibujo-16

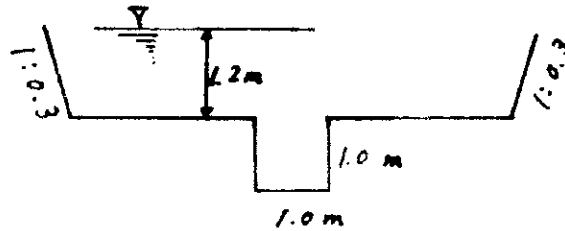


Dibujo-17

③ 横断図に、水路の形を記載する (図 19、20)。

各点ごとに、水路の底の計画高さを標高と合わせて水路の形を記載する。

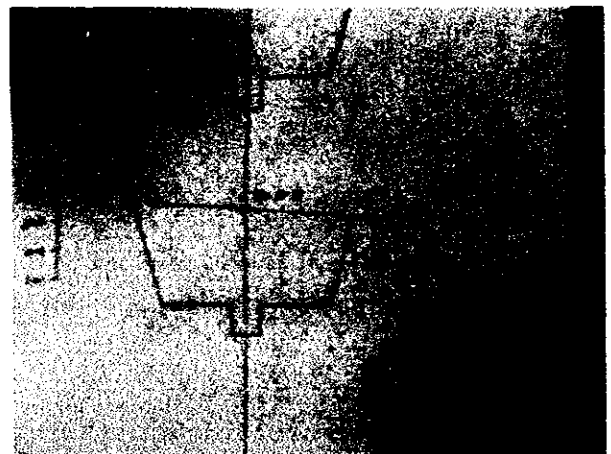
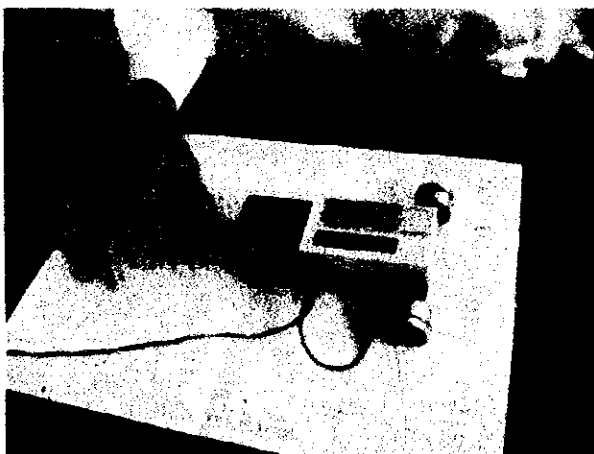
より確実に水路に洪水を導くために、さらに1m×1mの導水部分を設けることとする (図 18)。



Dibujo-18

水路と地盤線に囲まれた横断図上の部分は掘削面積である。

この掘削面積を面積計測器で計測し、横断図に記入する。



⑤ 平面図に水路の形を記載する (図 21)。

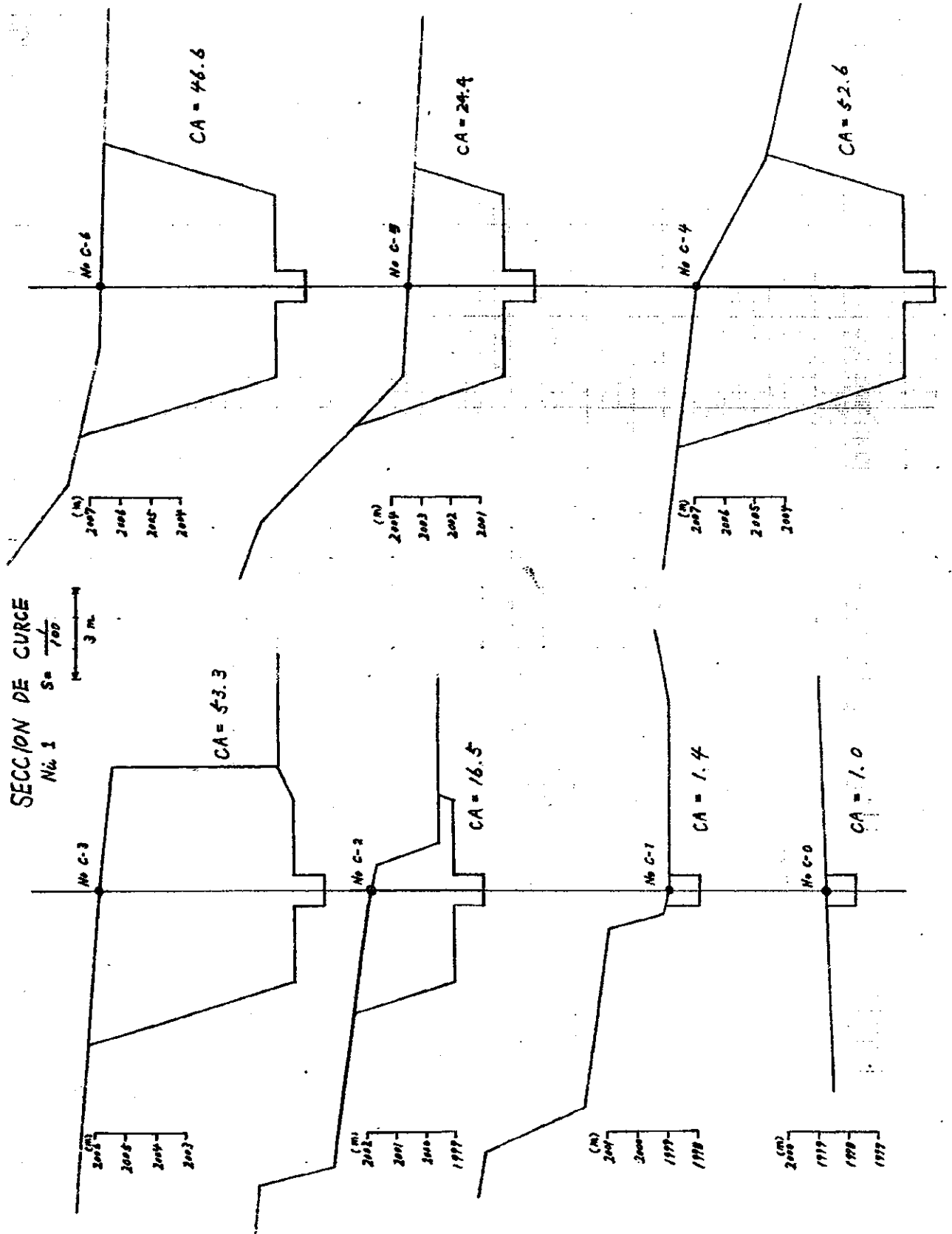
平面図には護岸の形も記載する (護岸は別途に設計する必要がある)。

SECCION DE CURVE

Nú. 1

S = $\frac{1}{100}$

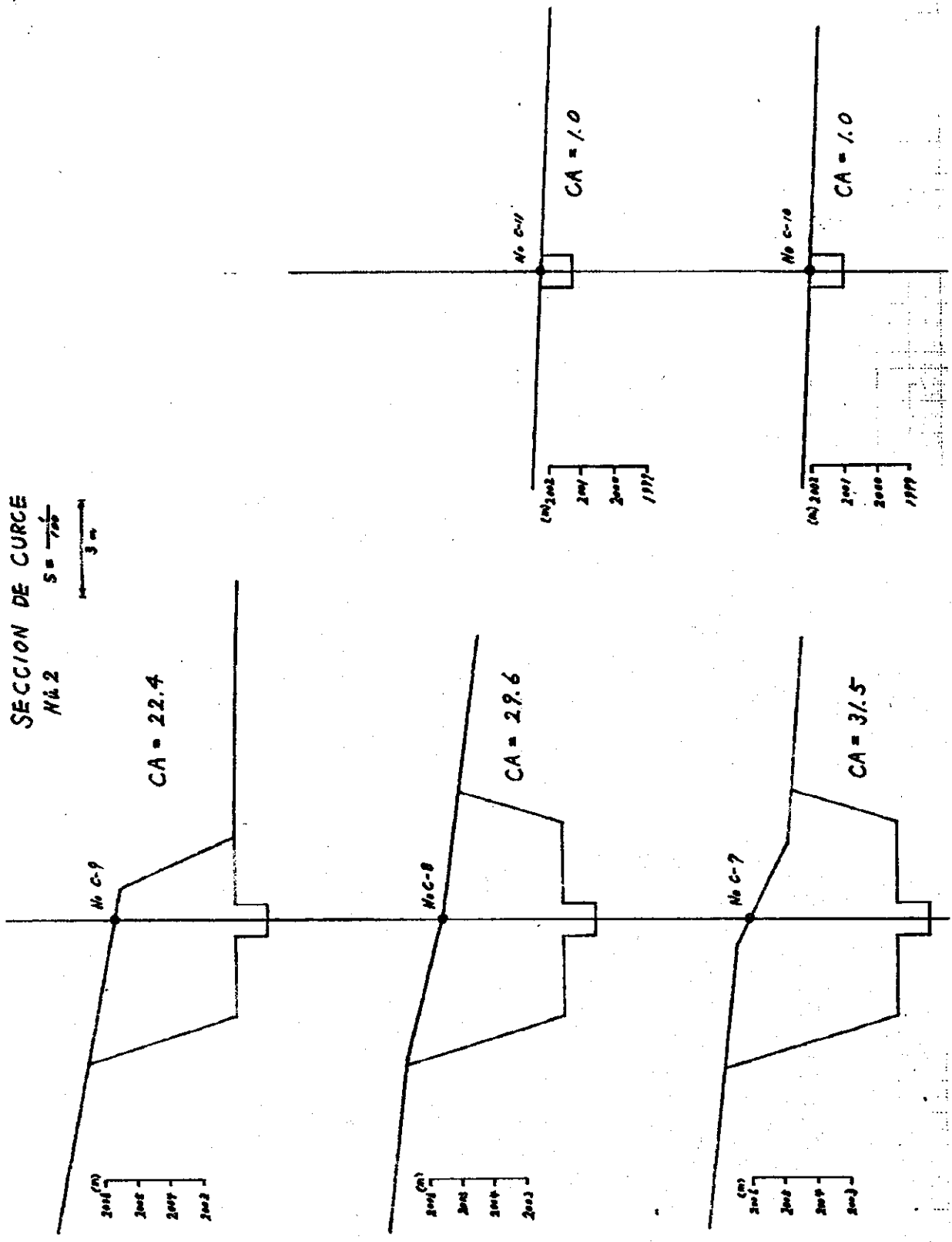
3 m.



Dibujo-19

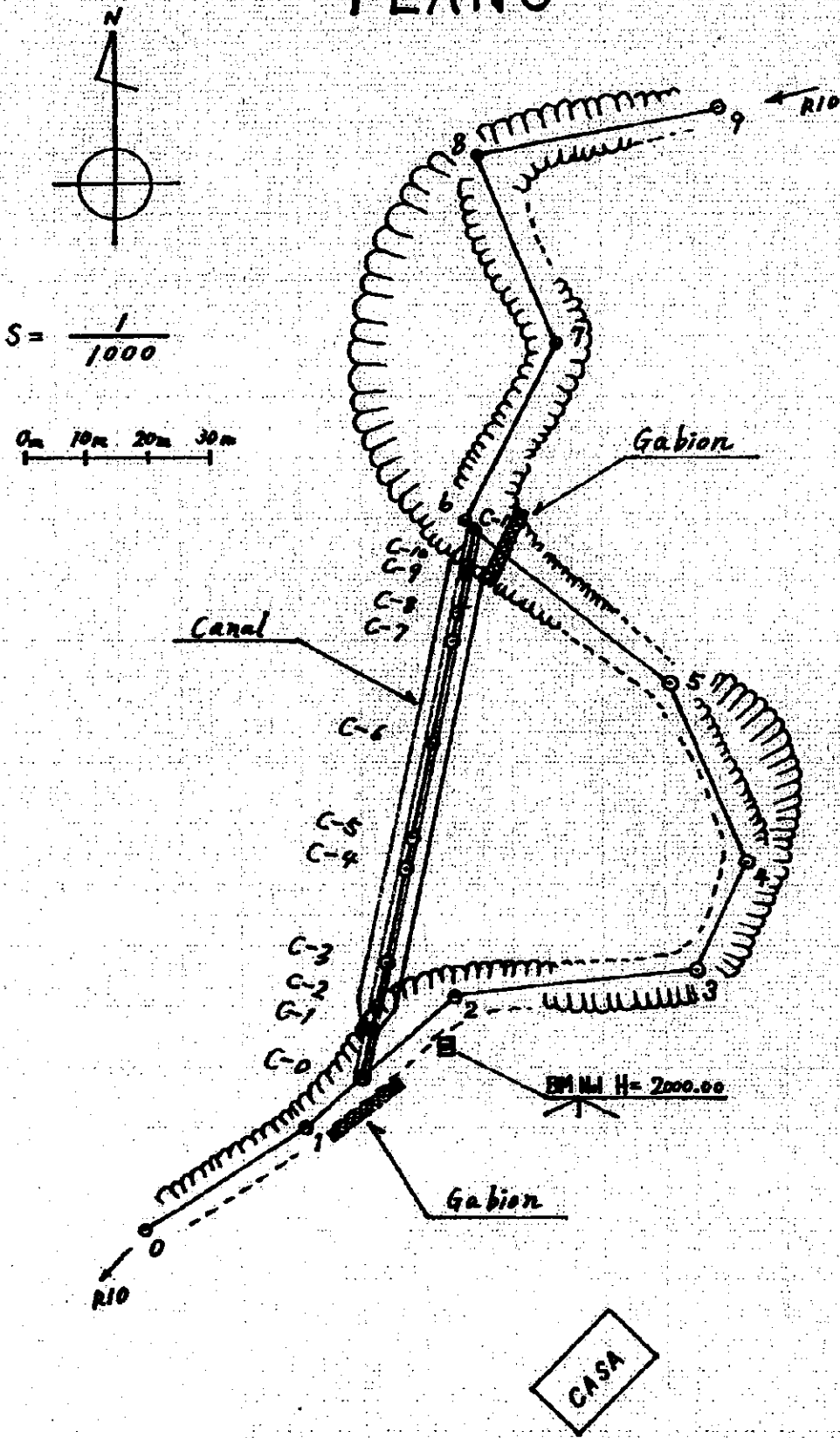
SECCION DE CURVE
 Nú 2

$S = \frac{750}{3}$



Dibujo-20

PLANO



Dibujo-21

1.1. 数量計算

掘削土量は、表2の方法で計算した。

距離は、水路中心線の縦断面図から見た。

計算では、コンピューターソフト (EXCEL) を使用した。

Tabla-2

Nu	Distancia	CA (m)	Volumen (m3)	Formula
C-0		1.0		
C-1	7.0	1.4	8.40	$(1.0 + 1.4) / 2 \times 7.0$
C-2	3.7	16.5	33.12	$(1.4 + 16.5) / 2 \times 3.7$
C-3	7.8	53.3	272.22	$(16.5 + 53.3) / 2 \times 7.8$
C-4	16.0	52.6	847.20	$(53.3 + 52.6) / 2 \times 16.0$
C-5	5.0	24.4	192.50	$(52.6 + 24.4) / 2 \times 5.0$
C-6	16.0	46.6	568.00	$(24.4 + 46.6) / 2 \times 16.0$
C-7	17.0	31.5	663.85	$(46.6 + 31.5) / 2 \times 17.0$
C-8	4.8	29.6	146.64	$(31.5 + 29.6) / 2 \times 4.8$
C-9	5.8	22.4	150.80	$(29.6 + 22.4) / 2 \times 5.8$
C-10	1.6	1.0	18.72	$(22.4 + 1.0) / 2 \times 1.6$
C-11	6.3	1.0	6.30	$(1.0 + 1.0) / 2 \times 6.3$
Total			2907.75 m3	

第32年次 No. 1740、ラパス - ボリヴィア

ボリヴィア国官報

1992年 4月27日

法律第1333号

環 境 法

1992年 6月15日

ボリヴィア国官報
法律第1333号
1992年 4月27日付けの法律
JAIME PAZ ZAMORA (ハイメ・パス・サモラ)
共和国立憲大統領

名誉なる国会が以下を法律を批准したことより、

これを発令する：

第I章：一般規定

第I項：法律の目的

第1条：本法は、国民の生活の向上を目的として、自然に対する人の行動を規制し、且つ持続開発を促しつつ、環境と天然資源の保護と保存を行うことを目的としている。

第2条：本法の目的に於いて、持続開発とは次世代の必需の充足を危険に晒すことなく、現世代の必需を満たすプロセスと理解される。持続開発の概念は、永続的な総合作業を意味する。

第3条：環境と天然資源は国の資産を成し、その保護と利用は法律で統治された公共の規律である。

第4条：本法は公共の規律、社会、経済及び文化的な公益事項である。

第II章：環境管理について

第I項：環境政策について

第5条：国の環境政策は、次の点に基づいて国民の生活の向上に貢献しなければならない。

1. 都市部と農村部の環境の保護、保存、改善及び復旧を保証する政府行動を決定する。

2. 国の文化の多様性を念頭において、社会の公平と正義を伴う持続開発を奨励する。
3. 国の様々な生態系の維持と存続を保証しつつ、生物多様性の保護を促進する。
4. 水、大気、土地及びその他天然資源の利用を合理化と最善化して、これら資源の長期的な備えを保証する
5. 国の開発プロセスに「環境」の次元を導入する。
6. 全国民に被益するよう、環境教育を導入する。
7. 天然資源と環境に関する科学的及び技術的な研究を奨励し振興する。
8. 生態、経済、社会、文化的な区域化を介した国土整理の制定。国土整理は、既設の行政区分の変更を意味するものではない。
9. 国の環境資産の変化を評価する目的で、環境勘定の作成と維持を優先し、国の環境戦略や計画の開発に必要な手段、装置、方法を創設し強化する。
10. 国の主権や利益を保ちつつ、環境課題に関する国際政治の動向と国の政治を両立させる。

第II項：組織的規範

第6条： 環境管理の担当機関として、大統領府の管下に SECRETARIA NACIONAL DE MEDIO AMBIENTE(環境庁)を創設すること。 SECRETARIO NACIONAL DE MEDIO AMBIENTE (環境長官)は大統領が任命すると共に、國務大臣の地位を有し、閣僚會議に参列する。

第7条： 環境長官は以下の基本的な職務を持つ。

1. 国の一般政策や社会文化開発国家計画に調和した国家環境政策を策定し、指揮する。
2. SISTEMA NACIONAL DE PLANIFICACION(国家企画システム)に環境次元を導入する。このために、環境長官は CONSEJO NACIONAL DE ECONOMIA Y PLANIFICACION (CONEPLAN：国家経済企画委員会)に正規構成員として参加する。
3. 環境管理活動を企画、調整、評価及び管理する。
4. 国の持続開発を促進する。
5. 各部門や各県の公共機関と調整しつつ、管轄する活動を規準、規則、監督する。
6. 各部門の管轄省や SECRETARIA DEPARTAMENTAL DE MEDIO AMBIENTE(県環境局)と調整しつつ、全国的な性格を持つ ESTUDIO DE EVALUACION DE IMPACTO AMBIENTAL(環境インパクト評価調査)を監督し、それを承認又は却下する。

7. 各部門や各県の公共機関や民間機関と調整しつつ、国土整理の設定を促す。
8. 本法より発する措置を履行し、且つ履行させる。

第8条： 国家環境政策の枠内に於ける県レベルの決定と諮問の最高組織として、以下の役割と権限を持つ CONSEJO DEPARTAMENTAL DEL MEDIO AMBIENTE (CODEMA: 県環境委員会) を各県に創設すること。

- a). 県環境政策を決定する。
- b). 各県の環境局を通じて上申される環境特性を持つプラン、プログラム及びプロジェクトの優先度の確認と承認を行う。
- c). 環境に関わる県内規準や規則を承認する。
- d). 県環境局に委任している活動を監督し管理する。
- e). 県環境局長を任命すべく、その資格者リストを環境長官に上申する。
- f). 本法及び本法より発する措置を履行し、且つ履行させる。

県政府は、県環境委員会を編成すべく、公共、民間、市民、企業、労働及びその他の地方機関や組織を召集する。 県環境委員会は、該当規定の処置に従い7名の代表者で構成される。

第9条： 県環境委員会から発せられる県内政策を実施し、且つその政策が国の環境政策の範囲に位置するよう監視することを主な権限とする SECRETARIA DEPARTAMENTAL DE MEDIO AMBIENTE (県環境局) を、環境庁の分権機関として創設すること。 県環境局は、規定に従って県範囲で環境庁に委任された役割を有する。

第10条： 環境問題に関係する各省や全国、県、地方自治体 (市役所)、現地規模の公共機関と組織は、環境事項についての手段を備えるべく、各々の組織機構を適合しなければならない。

同じく、環境庁と調整しつつ、環境と天然資源の保護や保存の目的を持つプログラムやプロジェクトの実施を支援する。

第 III 項：環境企画について

第11条： 国の全国開発や地方開発の企画には、環境問題に関係している諸機関が歩調を合わせた、永続的で精力的なプロセスを介した環境次元を導入しなければならない。

第12条： 環境企画の基本的手段は、次の通りである。

- a). 全国、県、現地レベルの長中短期のプラン、プログラムやプロジェクトの策定。
- b). 生態系の利用能力、人間の定住地の確認、及び環境と天然資源を保護する必要性に基づいた国土整理。
- c). 流域規模とその他の地理的単位規模に於ける資源の総合的且つ持続的な運用。
- d). ESTUDIOS DE EVALUACION DE IMPACTO AMBIENTAL(環境インパクト評価調査)。
- e). 部門間、組織間及び地方間の調整と調和のメカニズム。
- f). 目録、診断、調査及びその他の情報源。
- g). 環境品質の評価、管理及びフォローアップの手段。

第13条： 環境庁は、国の国土整理を設定する責任組織である COMISION PARA EL ORDENAMIENTO TERRITORIAL (国土整理委員会) の編成を担当する。

第14条： MINISTERIO DE PLANEAMIENTO Y COORDINACION(企画調整省) は、適切な SISTEMA DE EVALUACION DE PATRIMONIO NATURAL NACIONAL (国家天然資産評価システム) を備えるために、大蔵省、環境庁及びその他当局の支援を得て資産勘定の作成と維持を行う責任機関である。

第IV：国家環境情報システムについて

第15条： 環境庁と県環境局は、国の環境情報を記録、組織、現行化及び広報する役割と権限を持つ SISTEMA NACIONAL DE INFORMACION AMBIENTAL (国家環境情報システム) の組織化を担当する。

第16条： 環境と天然資源の課題に関係する国内及び／又は国際的な自然人（個人）又は集合人（団体）によって国内で行われる科学的な活動、技術的及びその他の類いの作業から生じる全ての報告書や書類は、国家環境情報システムに提出されるものとする。

第III章：環境面について

第I項：環境品質について

第17条： 全ての人間や生物が、その活動の展開や営みに於いて有している快適で健康的な環境を享受する権利を保証することは、国と社会の義務である。

第18条： 環境品質管理は、公共^{（ひとり）}必要性^{（目つ）}や公共利益、並びに社会関心事項である。環境庁と県環境局は、環境品質管理を履行させるための行動を促し且つ実行する。

第19条： 環境品質管理の目的は、以下の通りである。

1. 国民の生活品質を向上させるために、環境と天然資源を保護、保存、改善及び復旧する。
2. 社会全体に被益するよう、環境と天然資源の利用を規準化し規制する。
3. 健康にとって有害又は危険な作用をもたらす、及び／又は、環境と天然資源を損ねる活動を予防、制御、制限、回避する。
4. 現世代と次世代の必要性の充足を保証するために、環境の保護と天然資源の持続的利用に関する国と社会の活動を規準化し、それを導く。

第II項：環境悪化を引き起こす恐れのある要因や活動について

第20条： 以下に述べる事項について、特別規定に定める許容限度を超えた場合は、環境悪化を引き起こす可能性のある要因及び／又は活動と見なされる。

- a). 空気、水体の全ての状態、土地や地下を汚染する活動や要因。
- b). 水文、土地、地形及び気候条件の有害な変化や変調を発生させる活動や要因。
- c). 生物、遺伝、生態の多様性から成る自然資産や、それらの相互関係とプロセスを変化し変調させる活動や要因。
- d). 一時的又は永続的に環境の悪化を発生させる又は発生させ得て、国民の健康に災いする行動。

第21条： 国民の健康、環境と資産の損傷を避けるために、相応の予防対策を行うと共に、当局者や被害を受け得る人々に通知することは、環境悪化を引き起こす恐れのある活動を展開する全ての自然人（個人）と集合人（団体）の義務である。

第III項：国家規模の災害から派生する環境問題について

第22条： 自然災害又は人間の活動から派生する環境問題の予防と管理は、国と社会の義務である。

国は、自然災害が及ぼす健康や環境と国家経済への作用に関する研究調査を奨励し促進する。

第23条： MINISTERIO DE DEFENSA NACIONAL（国防省）は、公共部門や民間部門と調整しつつ、自然災害の被害を受けた住民への対応や、被災地の復旧を目指した予防計画や緊急対策を策定し実行せねばならない。

第IV項：環境影響評価について

第24条： 本法の目的に於いて、EVALUACION DE IMPACTO AMBIENTAL（EIA：環境影響評価）とは、或る特定の工事、活動又はプロジェクトが環境に与えるやも知れない影響の推定を可能にする一連の調査、技術システムや行政手順と理解される。

第25条： 公共又は民間の全ての工事や活動は、投資段階以前に^(活動内容に応じた)環境影響評価の等級分類の確認を強制的に行わねばならない。環境影響評価の確認は、以下のレベルで行われねばならない。

1. 総合分析的な環境影響評価（EIA）を要する。
2. 特定分析的な環境影響評価（EIA）を要する。
3. 特定分析的な環境影響評価（EIA）は要しないが、概念的な見直しが望ましいやも知れない。
4. 環境影響評価（EIA）を要しない。

第26条： 前条に定める如く、その特徴より実施以前に環境影響評価を必要とする工事、プロジェクト又は活動は、有資格の部門関係組織が手配処理し、県環境局が発行して、環境庁が認可した DECLARATORIA DE IMPACTO AMBIENTAL（DIA：環境影響宣言書）を義務として備えていなければならない。認可は最終期限である20日以内に行われねばならず、これに反する場合、環境影響宣言書は該当認可なくして確定される。

全国規模のプロジェクトの場合、環境影響宣言書の手続きは、環境庁宛てに直接行われねばならない。

環境影響宣言書には、工事とその範囲で展開されなければならない調査報告書、技術的勧告、規準、限度、並びに県環境局及び／又は環境庁に登録された評価活動計画書を含むものとする。環境影響宣言書は、それらの工事、プロジェクト、活動の実施や履行を定期的に評価する法的な技術参考書を成す。

第27条： 環境庁は、該当の環境影響評価調査を必ず必要とする公共又は民間の工事や活動の種類を、特別規定に従って決定する。

第28条： 環境庁と県環境局は、該当部門の機関と調整しつつ、環境影響と夫々の調査書や宣言書に由来する保護計画や緩和計画を管理、追跡、監督する。環境影響評価調査の提出、等級分類、評価、承認又は却下、及び、管理、追跡、監督などの手順の規準は、夫々の規定に定められる。

第V項：国際社会に於ける環境問題について

第29条： 国は、動植物、保護区域、一ヶ国又はそれ以上の国々と分かち合っている流域及び／又は生態系の保護、保存、管理に関する国際協定や国際的行動を促進する。

第30条： 国は、人間や環境に有害及び／又は危険な医薬品、農業用有毒化学品やその他の物質の生産、持ち込み、販売を規制し統制する。当国又は国際的な該当機関が定めている製品や物質、同じく、生産国又は原産国で禁じられている製品や物質が斯様なものと見なされる。

第31条： その特徴より、国民の健康や環境に危険を成す国内又は外国産の有害・危険・放射線廃棄物やその他の国内持ち込み、貯蔵保管、国内通過を禁じる。危険廃棄物の非合法的な輸送や売買は、本法に定める罰則で懲罰される。

第IV章：一般天然資源について

第I項：更新可能天然資源について

第32条： 本法の目的に於いては、動物や植物から成る生物相資源と水、空気や土地から成る非生物相資源と理解される更新可能天然資源が、独自の活力をもって時の経過と共に更新できるように、それらの天然資源の保存、保護、復旧及び利用を奨励することは、国と社会の義務である。

第33条： 更新可能天然資源に対して行う活動が、本法第34条に従って、更新可能天然資源の持続利用を保証し、且つ集団利益を損なわない場合のみ、更新可能天然資源の私的利用の権利が保証される。

第34条： 夫々の天然資源について発令される特別法は、天然資源の特徴や 地方潜在力、及び社会、経済、文化状態に従って、公共支配の更新可能天然資源の利用権を得るための様々な形態、条件及び優先度を規制する規準を定めねばならない。

第35条： 天然資源が利用されている処の県又は地方は、本法の定めに従った天然資源の保存及び／又は利用による利益に直接又は間接的に参加しなければならない。この利益は、天然資源が存在する県又は地方の持続開発の支援に仕向けられる。

第II項：水資源について

第36条： 水は、その全ての状態に於いて国家の原有支配物であり、全ての生命プロセスの基本的な天然資源を成す。 水の利用は、開発に関わる全ての部門に関係し、且つ影響を与えることより、その保護と保存は国と社会の基本的な課題である。

第37条： 全ての状態での水に関する企画、保護や保存と、水が生まれる又は存在する流域の総合運営と管理は国の優先を成す。

第38条： 国は、水が国の社会に被益するよう、全国民が消費する水を保証するための行動を優先した水の永続的な備えを保証する目的で、水に関する企画や総合的な活用と利用を促す。

第39条： 国は、水質汚染や水体の周囲環境の廃退の原因となる、又は、原因と成り得る全ての物質又は液体・固体・気体状の廃棄物の注入を規制し管理する。 該当機関は、水の総合利用、合理的使用、保護、保存を規定する。

第 III項：空気と大気について

第40条： 生命とその成育が最適で健康な状態で展開されるように大気を保つことは、国と社会の義務である。

第41条： 国は、その該当機関を通じて、健康や環境を損ね得る、共同社会とその住民に迷惑や不快を招き得る、及び公有物や私有物に有害と成り得るガス・蒸気・

煤煙・粉塵状の全ての物質の大気排出を規準し管理する。 学校施設や医療施設には空気汚染作用に対して抵抗が少ない人々や幼年者が多く居ることより、これら施設に於ける喫煙は故意的な加害であるものと定める。

スペースが閉鎖された公衆施設や集団輸送・移動手段に於ける喫煙を禁じる。 スペースが閉鎖された公衆施設は、特に隔離された喫煙の場を備えねばならない。

第42条： 国は、その有資格当局を通じて、国民の健康と福祉を保ち且つ維持するために商業、工業、家庭、輸送及びその他の活動で発生する騒音レベルを制定、規制、監視する。

第IV項：土地資源について

第43条： 農牧林業活動のための土地の利用は、土地の損傷や廃退を回避する運営技術を適用して土地の生産能力を維持しつつ実行し、土地の保存と回復を保証しなければならない。

土地の生産力に変化や変調を来す土地利用活動を行っている公共又は民間の企業や個人は、土地の保存や回復のための規準や実践を履行する義務を持つ。

第44条： 環境庁は、部門機関や県機関と調整しつつ、物理的空間の使用と持続開発の目的を調和させるために、国土整理の設定を促進する。

第45条： 土地の適切な保存や運用を規準化し管理することは、国の義務である。 MINISTERIO DE ASUNTOS CAMPESINOS Y AGROPECUARIOS（農牧省）は、環境庁と調整しつつ、国土整理の定めに従って土地の使用、運営及び保存を規制し管理するメカニズムについて、適格な規定を設ける。

第V項：森林と林業地について

第46条： 天然の森林や林業地は国の原有支配地であり、その運営と使用は持続的でなければならない。 特別法で定められた有資格当局は、管下の県分権機関と調整しつつ、森林資源の保存、生産、工業化及び商業化のための資源の総合運営と持続利用を規準化すると共に、有資格機関と調整しつつ、森林の全体環境と生態系の一部を成すその他天然資源の保存を規準化する。

第47条： 特別法で定められた有資格当局は、部門の関係機関と調整しつつ、保存、保護、生産の面を考慮して目的別に森林を分類すると共に、森林の価値を設定する。この成果は森林資源の運営と保存の計画実施の基盤となる。

第48条： 公法機関は、林業研究プログラムを通じて、植林計画の強化や林産物の取扱い方法や工業化の強化を目指した研究活動を促進すると共に、その実行に必要な資金を割り当てる。

第49条： 林産企業は、林業資源を適切に加工、販売、利用する能力を強化し、利用品種の付加価値を高め、生産を多様化し、且つ林業資源の持続的利用を保証して国益に貢献するように目指さねばならない。

第50条： 木材会社は、工業的な再植林プログラムを通じて、自然の森林から抽出した木材資源を復旧補充する他、運営計画に述べている義務を履行しなければならない。 国は、抽出資源の原産地とは異なる場所に於ける工業的な再植林プログラムに対して、必要な奨励メカニズムを与える。

第51条： 土地の復旧、流域の保護、薪や木炭の生産と商工業的な利用、及びその他の特定活動を目的とした国内領土に於ける植林計画や農業植林計画の実施は、公共的な必要性であることを宣言する。

第VI項：野生動植物について

第52条： 国と社会は、国の資産と見なされている水棲及び陸棲の野生動植物、特に、地方在来品種、分布が限定された品種、絶滅の恐れや危機に瀕している品種の保護、保存と回復に留意しなければならない。

第53条： 大学、科学機関や公共・民間の有資格機関は、野生動植物の科学的、生態的、経済的及び戦略的な価値を把握する目的で、野生動植物の研究評価プログラムを促進し実行しなければならない。

第54条： 国は、その利用が許可されている品種の持続利用を行う目的で、技術的、科学的及び経済的な情報や資料に基づいた野生動植物の取り扱いを促進し支援しなければならない。

第55条： 野生動植物と家畜化された在来品種の遺伝資源の完全性と生物多様化を保つと共に、本部門の研究、取り扱いやプロジェクトの実施に携わる国内又は国際的な公共・民間機関の活動を規準化することは、国の義務である。

第56条： 国は、野生動植物の略奪を回避し持続利用を達成すべく、生存のために野生動植物を伝統的に利用している共同体（農村）に対する開発プログラムを促進する。

第57条： 有資格機関は、動植物品種とその製品の狩猟（漁）、採集、抽出や販売の許可を得るための条件や手順、及び禁猟（漁・採集）の定めを規準化、適用及び監督する。

第VII項：水生物資源について

第58条： 国は、有資格機関を通じて、水生物の損失や廃退を回避する適切な運営技術を適用した水生物資源の持続利用を奨励する。

第59条： 漁業活動又はその他を通じて行われる水生物品種の抽出、捕獲及び養殖は、特別法規で規準化される。

第VIII項：保護区域について

第60条： 保護区域は、国の天然資産や文化資産を保護し保存する目的で、野生動植物、遺伝資源、自然生態系、水路流域、及び科学、景観、歴史、経済、文化的な価値を保護し保存するために、法的処置を介して国の保護下に宣言された、人の介入の有る無しに拘らない、自然区域を成す。

第61条： 保護区域は国の資産や公共・社会利益の資産であり、その天然資源の保護と保存、科学研究、リクレーション、教育、生態観光の奨励のための運営計画に基づいた等級分類、区画化や規定に従って管理されねばならない。

第62条： 環境庁と県環境局は、保護区域の総合運営を規準化し監督する責任機関である。保護区域の管理には、利益追及を目的としない公共・民間の機関、社会組織、伝統的に定着している共同体や先住民部族が参加できる。

第63条： 環境庁と県環境局は、SISTEMA NACIONAL DE AREAS PROTEGIDAS (SNAP : 国家保護区域システム) の組織化を担当する。 国家保護区域システム(SNAP)は、様々な等級分類の各区域が整合的に関連している国内に存在する一連の保護区域を対象としており、その保護と運営を通じて保存目的の達成に貢献するものである。

第64条： 保護区域の宣言は、その区域の保存と運営計画を考慮しつつ、伝統的な共同体や先住民族部落の存在と両立させるものとする。

第65条： 保護区域の等級分類や保護区域の創設、運営、保存に関する基準の決定は、特別法で定められる。

第IX項：農牧活動について

第66条： 農牧生産は、以下の事項に留意しつつ、生産と持続利用のシステムを達成でき得るように展開されねばならない。

1. 農牧用地の利用は、農業生態系の保存を確保する実践基準に従わねばならない。
2. 農民問題農牧省は、農業用地の復旧計画を国内の様々な地方で奨励し実行する。同じく、牧畜活動は土地と牧草地の使用に関する技術的規準に基づいていなければならない。
3. 高所や浸水しやすい地域に位置し、放牧に使われている自然草原は、動物頭数圧と生物量生産力の関係に一致させて利用されねばならない。
4. 農民問題農牧省は、焼き畑、伐開、農耕、農業機械の使用、農業化学品の使用、栽培の実践や草原の利用に関する技術規準と管理規準を該当規定に定める。

第67条： 技術の発生と移転を担当する農牧研究機関は、長期的には生産性指数を向上させる活動を目指さねばならない。

第X項：再生不能天然資源について

第68条： 全ての再生不能天然資源は、その発生又は鉱床の形態が如何なるものであろうと、且つ地表又は地下に存在しようと、国の原有支配下にある。

第69条： 本法の目的に於いては、元来の自然状態のままであると再生することはなく、人間の行為又は自然の現象作用によって量的に枯渇する可能性のある物質を再生不能天然資源と理解する。 金属鉱物、非金属鉱物や様々な状態での炭化水素物が再生不能天然資源の分類に該当する。

第XI項： 鉱物資源について

第70条： 鉱物資源の開発は、原料の総合的な利用、廃棄物の処理、廃石・再選鉱・尾鉱の処理、エネルギーの効率的な利用、鉱床の合理的な利用などを考慮しつつ、展開されねばならない。

第71条： 鉱物抽出操業中及び操業活動を終えた後は、浸食をコントロールして減らす、土地を安定させる、及び水、流水、湧水を保護するために、利用済み区域の復旧を考慮しなければならない。

第72条： MINISTERIO DE MINERIA Y METALURGIA(鉱山冶金省)は、環境庁と調整しつつ、鉱業活動の様々な行為や影響に関する許容限度を決める技術的規準を定める。

第XII項： エネルギー資源について

第73条： エネルギー資源は国の持続開発の基本要素を成すことより、その利用は、環境保護と保存の規準に従って効果的に行われねばならない。 YACIMIENTOS PETROLIFEROS FISCALES BOLIVIANOS (YPFB：石油公社)及びその他企業が行う炭化水素(石油)産業活動の全ての段階は、汚染、森林の廃退、浸食、沈下滞積の予防や管理と共に、野生動植物、自然景観、保護区域の保護などの環境対策を考慮しなければならない。 同じく、炭化水素物(石油)やその他汚染源物の流出を避けるための偶発事緊急対策プランを整備せねばならない。

第74条： MINISTERIO DE ENERGIA E HIDROCARBUROS (石油・エネルギー省)は、環境庁と調整しつつ、適格な特定基準を作成する。 同じく、非汚染物代替エネルギーの研究、応用、利用を促す。

第V章：人口と環境について

第I項：人口と環境について

第75条： 国の人口政策は、国土整理に合わせ、及び環境と天然資源の保護と保存の目的に合わせた適切な国内移住政策を考慮する。

第76条： 都市部整理計画を促進、策定、実施すると共に、低収入層住民を優先対象にして、市街化条件が整った地区へのアクセスを可能にする必要メカニズムを創出することは、その役割と権限内に於いて地方自治体（市役所）政府が担当する

第77条： 地方に於ける国土整理の範囲で都市領土空間を拡張するための企画には、環境変化指数を取り入れなければならない。

第78条： 国は、以下を保証するために必要なメカニズムと手順を創設する。

1. 伝統的共同体や先住民族部落の活動が展開されている環境に於ける彼等の社会、経済、文化の特性を考慮しつつ、それら伝統的共同体と先住民族部落を持続開発や更新可能天然資源の合理的利用に参加させる。
2. 伝統的共同体と先住民族部落の直接参加によって、天然資源の運営と利用に関する知識の回収、普及や利用を行う。

第VI章：健康と環境について

第I項：健康と環境について

第79条： 国は、その有資格機関を通じて、人間の健康や動植物の生命を直接又は間接的に損ねる環境廃退の予防、管理、評価の活動を行う。同じく、被害地域の復旧を監視する。環境衛生整備の行動を促し、都市部と農村部の一般住民の基本衛生設備やその他を保証することは、国の優先事である。

第80条： 前条の目的のために、MINISTERIO DE PREVISTON SOCIAL Y SALUD PUBLICA（厚生省）、MINISTERIO DE ASUNTOS URBANOS（都市問題省）、農民問題農牧省及び環境庁は、県や現地の責任当局と調整しつつ、夫々の規準、手順や規定を定める。

第 VII 章：環境教育について

第 I 項：環境教育について

第81条： MINISTERIO DE EDUCACION Y CULTURA(教育文化省)、ボリヴィアの各大学、環境庁及び県環境委員会は、教育活動を行っている公共・民間機関と調整しつつ、正規・非正規環境教育プログラムを奨励、企画及び展開するための政策や戦略を定める。

第82条： 文化教育省は、国の文化の多様性と環境保存の必要性に合わせ、全ての等級、レベル、サイクルや形態での教育システムや、技術訓練校や教員の養成、訓練知識現行化施設に於ける教育プランやプログラムに、科目間教科及び義務教科の視点を持つ環境テーマを導入する。

第83条： 自治大学と私立大学は、持続開発と環境保護の達成に貢献する目的をもつ、技術者と専門職業人の教育養成プログラムを目指す。

第84条： 自治大学と私立大学は、行政権（政府）が定める規則に合わせて、環境に関する教育や情報の活動を奨励し、便宜供与を行わねばならない。

第 VIII 章：科学と技術について

第 I 項：科学と技術について

第85条： 以下は、国と専門技術機関の担当である。

- a). 環境課題に関する研究と科学技術的な開発を促進し奨励する。
- b). 適切な伝統技術の回復、使用及び改善を支援する。
- c). 環境を損なう技術の導入と発生を監視する。
- d). 青少年の人的資源の育成と科学活動を奨励する。
- e). 国に益する技術移転を管理しコントロールする。

第86条： 国は、バイオテクノロジー（生物工学）、農業生態学、遺伝資源の保存、エネルギーの利用、環境品質の管理、及び国内生態系の知識習得などの分野に於ける科学・技術的な研究に優先を与え、それを実行する。

第IX章：環境活動の促進と奨励について

第I項：国家環境基金について

第87条： 環境と天然資源に関するプラン、プログラム、プロジェクト、科学的研究と保存活動の資金調達を目指した国内資金や外国資金の獲得を主な目的とし、独立法人と自主運営を伴う分権行政機関として、FONDO NACIONAL PARA EL MEDIO AMBIENTE(FONAMA:国家環境基金)を大統領府の管下に創設すること。

第88条： 国家環境基金は、決定レベルとして、環境長官を主宰とし、行政権（政府）からの代表者3名、全国の県環境委員会から3名、及び規定に従って環境問題に関係し、利益追及団体ではないボリヴィアの非公共組織団体が指名する1名から成る理事会を備える。

第89条： 国家環境基金の資金獲得、及び同基金が承認し資金調達するプログラム、プラン及びプロジェクトの優先は、有資格機関が定めた国家政策、県政策及び現地政策と一致していなければならない。共和国会計検査院は国家環境基金の資金運用を検証しなければならない。

第II項：環境に係る生産活動と奨励について

第90条： 国は、その有資格機関を通じて、環境と天然資源の保護の達成を目指す技術やプロセスを導入する公共及び／又は民間の工業、農牧業、鉱業、林業及びその他の類いに於ける全ての保護活動を勤業奨励するメカニズムを定める。

第91条： 国の公共や民間の機関が行う植林のプログラム、プラン、プロジェクトは、関税や国内税に於ける奨励や特別法で定めたその他奨励の対象にならねばならない。

第X章：市民参加について

第I項：（市民参加について）

第92条： 全ての自然人（個人）又は集合人（団体）は、本法の条件に従って環境運営に参加する権利と、環境を保存する又は防衛するための共同社会に、積極的に参入し、必要な場合は、本法が与える権利を行使する義務を有する。

第93条： 全ての個人は、環境保護に関わる問題について適時に真実を十分に知ると共に、環境保護に関係している有資格当局者に対して、個人又は団体のイニシアチブを促す又は陳情する権利を有する。

第94条： 有資格当局者に対して行われるイニシアチブや陳情は、コピーを環境庁宛てとして行われ、提出日から15日以内に予め行われる公聴会を通じて決定される。発令される決議は、他の法的手段に訴えることを妨げることなく、環境庁及び／又は県環境局に対する決議中止の上申の対象となり得る。

前節の公聴会で否定された又は公聴会が開催されない場合は、環境庁又は県環境局が、その当局者に対して憲法上の権利と本法に定める権利の侵害の事由に因る法的措置を取るよう、個人又は複数の被害者は、その事実を環境庁又は県環境局に通知するものとする。

第XI章：安全対策、行政違反、環境犯罪について

第I項：視察と監視について

第95条： 環境庁と県環境局は、有資格当局者の協力を得て、本法とその該当規定の履行に必要と考えられる視察と監視を行う。

このために、権限を受けたスタッフは、視察や監視の対象となる場所や施設に立ち入ることができる。

第96条： 前条に述べた当局者（スタッフ）は、本法とその規定に定める規準の履行検証に導く全ての情報を自然人（個人）又は集合人（団体）に要求する権利を与えられている。

第II項：環境安全対策について

第97条： 環境庁と県環境局は、視察の結果に基づき、発見された不正や反則を是正するための必要対策を発令して、当事者に通告すると共に、適格な正常化期間を与える。

第98条： 公衆保健と環境に緊迫した危険がある場合、環境庁と県環境局は、公共福祉のために認められた安全対策を直ちに指令する。

第 III項：行政違反とその法的処置について

第99条： 本法と本法から派生する規定に対する違反は、その違反が犯罪を成していない場合は、行政違反と見なされる。 この違反は、該当規定に従って有資格当局者が処罰する。

第 100条： 全ての個人や団体は、公務員と同じく、環境保護規準の違反を有資格当局者に告発する義務を有する。

第 101条： 第 100条の目的のためには、以下の手順が適用されねばならない。

- a). 告発状が提出されたならば、それを受理した当局者は、24時間以内に視察の日時を指定する。視察は次の72時間以内に行われるが、場合によっては距離条件を考慮した視察日時が適用される。視察は、違反が行われたと推定される場所で行われ、違反状況の記録を取ると共に、責任告発書に定めた日時から6日以内に始まる実証期間を直ちに開始しなければならない。実証期間が過ぎたならば、次の48時間以内に遅れることなく、責任を持って該当決議を発令する。
- b). 発令する決議書には根拠付けを行うと共に、該当懲罰を定め、更に、損害賠償金を定める。その決議書は技術的に根拠付けられ、違反又は損害の存在が確認された場合、環境庁は有資格の判事に対して該当懲罰と損害賠償の処置を請願する。この決議書で被害を受けたと判断する者は、決議通告日から延期不能な3日以内に、控訴手段を用いることができる。この控訴手段は、上級当局者が裁決できるように、然るべく根拠付けられたものとする。この手続きのために、当事者双方の義務である法廷住所、違反を把握している当局者の所属省庁を指定する。

- c). この手続きによって犯罪の存在が推定されたならば、該当の刑法処置に処すべく、一件書類は検察省に送検される。

第IV項：民法行為について

第 102条： 環境に対して犯した損傷から派生する民法行為は、被害を受けた共同体の利益を適格に代表する者として、合法的な資格を持つ誰かが行い得る。招いた損害について国家機関が作成した報告書は、事前専門証拠と見なされる。訴訟記録や判決では、被害を受けた人々や国に対する賠償金や弁償金が決められる。国に対する弁償金は、国家環境基金が収納し、訴訟の元となった行為で損なわれた環境の復旧に優先的に仕向けられる。

第V項：環境犯罪について

第 103条： 環境を傷つける、損なう、廃退させる、破壊する又は本法第20条に述べる行為を行う全ての者は、行為の重大さ次第で違反又は過失を犯すことより、法に定める懲罰を受けるに値する。

第 104条： 刑法第 206条に違反する者は、環境に対する犯罪を犯すことになる。ある者が規定に定める範囲で耕作地又は牧草地を野焼きし、不注意や怠慢又は意図的に他人の所有地に火災を招いた場合は、2年から4年の自由剥奪に陥る。

第 105条： 刑法第 216条2)節及び7)節に違反する者は、環境に対する犯罪を犯すことになる。特に、或る者が、

- a). 公衆消費に仕向けられた水、工業用、農業牧畜用又は養魚用の水を該当規定に定める許容限度以上に毒する、汚染する又は混合して品質低下を招く、
- b). 家畜衛生基準に違反する、又は家畜疫病又は植物厄病を繁殖させる場合は、この犯罪を犯すことになり、1年から10年の自由剥奪の刑罰が課される。

第 106条： 刑法第 223条に背き、公共支配に属する資産、資源、国の考古学的、歴史的又は芸術的な遺物や物品を破壊する、損傷する、盗む又は輸出する者は、環境に対する犯罪を犯し、1年から6年の自由剥奪に陥る。

第 107条： 規定に定める限度以上に水を汚染する又は廃退させ得る未処理排水、化学液物や生物化学液物、その他様々な性質の全ての物質又は廃棄物を水路、河岸、帯水層、流域、河川、湖沼、貯水槽に注入する又は投入する者は、1年から4年の自由剥奪の刑罰と、招いた損害の100%の罰金を課される。

第 108条： 住民消費又は灌漑用の給水を、非合法的又は独断的に中止又は中断した者は、2年までの自由剥奪の刑罰と30日分の基本日給相当の罰金を課される。

第 109条： 所有権証書で庇護されている土地所有者の家庭使用とは異なる目的で、許可無くして森林の倒木伐開を行い、環境の損傷や廃退を招いた全ての者は、2年から4年の自由剥奪の刑罰と伐開した森林価値の100%に値する罰金を課される。伐開が保護地区又は保留区で行われ、環境を損傷又は廃退させた場合、自由剥奪の刑罰と罰金は3分の1重課される。

伐開が森林の生産と保存に関する特定規準に違反して行われた場合、懲罰は自由剥奪や罰金共に100%重課される。

第 110条： 爆発物、毒物及び特別規定で禁止された物質などの禁じられた手段を用いて、許可の有る無しに関わらず、猟、漁又は捕獲を行い、環境の損傷や廃退を招く、又は品種の絶滅の恐れを招く全ての者は、1年から3年の自由剥奪と猟、漁、又は捕獲した動物価値の100%に相当する罰金の懲罰を受ける。

この猟、漁又は捕獲が保護区域、保留区域又は禁猟（漁）期に行われ、環境の損傷や廃退を招いた場合、自由剥奪の刑罰は3分の1重課されると共に、品種価値の100%相当の罰金が課される。

第 111条： 禁猟（漁）又は保護が宣言されている動植物品種を許可なくして捕獲（採集）する、又は捕獲を促したり扇動する、及び／又は捕獲物とその派生品を販売、所有、集荷、輸送し、それら動植物品種を絶滅の危険に晒す者は、その捕獲物を没収され、妥当と判断される場合は、その捕獲物は元の生息環境に帰されると共に、2年までの自由剥奪の懲罰と捕獲物価値の100%に相当する罰金を課される。

第 112条： 人間の生命を危険に晒す及び／又は環境が吸収できない、又は衛生基準や環境保護基準を満たさない液状、固体状、気体状の工業廃棄物を貯蔵する、注入する又は販売する者は、2年までの自由剥奪の懲罰を受ける。

第 113条： その特徴より、住民や環境に危険を招く外国産の危険な有毒廃棄物、放射物質廃棄物及びその他の国内への持ち込みや貯蔵、又は国内での輸送を許可、容認、協力又は助力する者、原産国では許可されたいない汚染技術を移転する又は導入する者、同じく、危険廃棄物の非合法的な取引や輸送を行う者は、10年までの自由剥奪の懲罰を受ける。

第 114条： 本法で分類し特徴付けた犯罪は公共犯罪であり、刑法と刑法処理規定に基づいて一般司法で裁かれる。

違反は、本法に従って処理され、有資格な行政当局者による処罰を受ける。

第 115条： 公務員又は公共使用人が、本法とその関連規定で分類する違反 又は過失の主犯、従犯（隠蔽者）や共犯の場合は、夫々の行為について定められた懲罰の倍の懲罰を受ける。

第 XII章：暫定措置について

第 116条： 本法の範囲内で今後展開される活動は、本法の発効日から本法の条件に従わねばならない。 本法の発効以前に定められた活動に対しては、それらを適合するための猶予期間を与える、即ち、法的措置をもってそれらの活動を分類し、夫々に適した猶予期間を与えるが、如何なる場合に於いても、この期間が5年以上になることはない。

第 117条： 環境庁は、その組織定款と本法細則の 180日以内の提出を担当する。国家環境基金は、同じ期間に、その定款、内部規定、管理組織及び職務手引書を提出する。

第 118条： 本法に相反する全ての法規は撤廃し破棄される。

憲法に処すために、行政権に送達せよ。

国会の議会議室に於いて、1992年 4月20日に発令された。

(署名) : GUILLELMO FORTUN SUAREZ(ギリエルモ・フォルトゥン・スアレス)、GASTON ENCINAS VAL-
VERDE(ガストン・エンシーナス・バルベルデ)、ELENA CALDERON DE ZULETA(エレナ・カルデロン・デ・
ズレータ)、OSCAR VARGAS MOLINA(オスカル・バルガス・モリーナ)、ARTURO LIEBERS BAL-
DIVIESO(アルトゥーロ・リエベルス・バルディビエソ)、RAMIRO ARGANDONA VALDEZ(ラミーロ・アルガンダ
-ニャ・バルデス)

故に、共和国の法律として保ち且つ履行されるよう、ここに発布する。

ラパス市大統領府、1992年 4月27日。

(署名) : JAIPE PAZ ZAMORA(ハイメ・パズ・サモラ)、GUSTAVO FERNANDEZ SAAVEDRA (グスターボ
・フェルナンデス・サベドゥラ)、OSWALDO ANTEZANA VACA DIEZ(オスワルド・アンテサーナ・バーカ・ディエス)

第34年度 No. 1828 ラパス-ボリヴィア

ボリヴィア共和国官報

1994年4月20日
法律第1551号

大衆参加法

1994年4月21日公布

1994年4月20日付法律第1551号

GONZALO SANCHEZ DE LOZADA (ゴンザロ・サンチェス・デ・ロサダ)

共和国立憲大統領

名誉なる国会は下記の法律を裁可した：

名誉なる国会は、下記を発令する：

第I篇：大衆参加に付いて

第I章：大衆参加の範囲に付いて

第1条：(目的)

本法は、先住民族共同体及び農村地域市街地の共同体を、国の法規社会及び政治・経済社会に接合させる大衆参加プロセスを認め、これを促進且つ確立する。公共資産をより良く管理し、より公正に配分して、ボリヴィア国民男女の生活の質の向上を目指す。代議制民主主義を完全成らしめる為に必要な政治・経済的手段を強化し、国民の参加を容易にすると共に、国民を代表するレベルに於いて男女の別なく平等の機会を保証する。

第2条：(範囲)

第1条に示す目的を達成する為に：

- a) 地域基礎組織体の法人化を認め、これを公共機関に連繋する。
- b) 郡行政区域を市町村の政治執行部（以後地方政府と呼ぶ**）の領土支配圏内に収め、地方政府に対する資金を増やし、その権限を広げると共に、教育、保健衛生、スポーツ、農村道、小規模灌漑の物理構造物を管理、維持及び更新する付帯責任をつけて、これらの構造物を地方政府に移管する。

**訳者注：県には県庁、郡には副県庁が置かれているが、政府や議会は持たず、中央政府直轄の組織であることより、県や郡は地方分権化された政府ではない。

- c) 各県の地方政府や大学を通じて各県に割当て譲渡する税収資金の共同参加配分が、人口に比例して平等に配分される原則を定め、市街部と農村部に歴史的に存在する不均衡の修正を求める。
- d) 本法に認める権利や義務の規範内で公共機関が行為を行うよう、公共機関の権能や権限を再整理する。

第II章：大衆参加の主体について

第3条：（地域基礎組織体とその代表権）

- I. 伝統的な習わし、慣例又は規定に従って組織された農村共同体、先住民部族組織、市町村民会などに表される地域基礎組織体が、大衆参加の主体であると定義する。
- II. 伝統的な習わし、慣例又は規定に従って任命された男性又は女性、CAPITAN (カピタン)、JILACATA (ヒラカ)、CURACA (クラカ)、MALLCU (マリユク)、書記長及びその他の役職者が地域基礎組織体の代表と認められる。

第4条：（法人）

- I. 或る一定地域の市街地住民又は農村地域住民の全てを代表する基礎地域組織体の法人化を認める。市街地の場合は、市役所（町村役場）が定める市内（町村内）区域の地区組織体、農村部の場合は、既存の共同体が夫々該当するが、唯一の条件として、本法に定める措置に従って登録されたものとする。
- II. 本法で認められた法人は、その主管者に、国の法規類に定める全ての民法行為より発生する権利や義務の主体となる為の法的資格を与える。

第5条：（法人の登録）

- I. 郡行政区にある農村共同体、先住民部落及び住民会などの地域基礎組織体としての法人登録は、該当する地域の市議会又は町村議会の事前の是認議決を得た後で、申請する組織の性質に準じた夫々の議事録台帳、総会議事録、代表者又は役員任命記録、及び／又は定款又は内部規定のような共同体の公けの書類を提出した地域基礎組織体に対して、管轄の県庁又は副県庁が県庁令又は副県庁令をもって行う。
上述の条件を充たすと、本法の行政主務官庁は登録を拒否できず、本条の定めを遂行しない何等かの行為又は怠慢に至った場合は、その責任を負わねばならない。

- II. 本法の発令以前に法人格を取得した地域基礎組織体が、大衆参加の為に定められた権利を享受する為には、夫々の事例に応じて県庁又は副県庁に登録せねばならないが、本法の行政主務官庁はこの登録に対して何等の異議や反論を述べることはできない。
- III. 本法に述べる法人登録手続きは、無料である。
- IV. その他の民間組織団体は、夫々の事例に対して規定する諸法規の定めに従う。

第6条：（代表権の統一）

- I. 本法に定める権利や義務を享受する地域基礎組織体は、各地域単位で1体のみが認められる。
- II. 各地域基礎組織体には、一つの代表権のみを認める。
- III. 地域的な代表又は制度的（組織的）な代表の間で紛争が生じ、当事者双方の間で合意や解決に至らない場合、事態は該当地域を管轄する市議会又は町村議会の行政的な審議をもってのみ解決されるが、これは、その後当事者双方が法律に定める司法手段に訴えることを妨げるものではない。紛争が続く間は、紛争の一方を成す地域基礎組織体に認めた権利は、停止処分を受ける。
- IV. 地方政府と共同組織体は、所在地域の不必要な分裂や不和を避けるべく探求し、地域基礎組織体の団結、組織化、強化を確立する。

第7条：（地域基礎組織体の権利）

地域基礎組織体は以下の権利を有する：

- a) 教育、保健衛生、スポーツ、基本衛生、小規模灌漑、農村道、市街地開発、農村開発などの部門に関する工事の実施を提案、要請、管理、監督すると共に、必要に応じて共同奉仕作業を行う。
- b) 環境保全、生態均衡及び持続開発に関する業務活動に参加し、これを促す。
- c) 公共機関が提供する行動、決定、工事又は業務が共同体の利益に反する場合は、共同体を代表して請願し、その修正を得る。
- d) 所在地域内の教育や保健衛生関係に携わる当局者の継続の批准や交替を提起する。
- e) 大衆参加に仕向けられる資金に関する情報を備える。

第8条：（地域基礎組織体の義務）

地域基礎組織体は以下の義務を有する。

- a) 正規・非正規教育、住宅改善、健康管理と保護、スポーツの大衆化及び生産技術の向上などの事項に優先して対応し、共同社会の福祉向上を目指すそれらの工事を選択及び優先化すると共に、工事の実施と管理に参加し協力する。
- b) 工事の実施や公共サービスの実行に参加し協力する。
- c) 公共資産、市有資産及び共同体共有資産の維持、保管及び保護に協力する。
- d) 共同体を代表する行為に付いて共同体に報告すると共に、その勘定を精算する。
- e) 本法に認める権利を守る為に、行政的及び法律的な手段に介入する。
- f) 代表する共同体のレベルで、男性と女性の平等な参加を促す。

第9条：（共同組織）

地域基礎組織体が、習わし、慣習又は内部規定に従って共同組織体を編成することを認める。

第10条：（監視委員会）

- I. 本法に定める権利と義務を営む過程で、各地域基礎組織体と各地方政府を連繋させる為に、各地域基礎組織体はその行政区又は管轄区域内から選出した代表者1名で構成され、且つ以下の権限を有する監視委員会を設置する。
 - a) 地方政府の大衆参加資金が市街地及び農村地域の住民の間に平等に投資されるよう監視すると共に、地域基礎組織体が本法に定める権利を営む為の絆を成す。
 - b) 地方政府が一般経費に仕向ける資金が、大衆参加資金の10%を超えないように監視する。
 - c) 大衆参加資金の予算や地方政府が実施した支出と投資に付いて、発表する。この発表は、何等かのマスコミ手段を通じて公けにすると共に、国家憲法が認める権限に従って行為すべく、そのコピーを中央政府内閣に提出する。
- II. 一つの市町村管轄区域内に一つの行政区しか存在しない場合、地域基礎組織体は、監視委員会を結成する為に、3人の市民（監視委員）を選出する。二つの行政区が存在する場合は、各行政区から1人を選出する。
- III. 監視委員会は、自己の組織形態や業務形態並びに役員選出方法を定める。

第11条：（大衆参加資金の停止）

- I. 大衆参加の為に地方政府に割当てられた資金の管理・執行に関する地方政府

令（市役所令・町村令）や決議に付いて、監視委員会から告発が行われた場合、中央政府行政権はその評価を行い、場合によっては、違反した地方政府に認められる（異常）事態を改めるよう催告する。 催告が受け入れられない場合、中央政府行政権は、国家憲法第96条 9項に従って、その地方政府を上院議会上に告発する。

- II. 国家憲法及びその他の法律に背反する行為が地方政府に認められる場合、中央政府行政権は、該当の地方政府にその背反行為を是正するよう催告する。催告を受けた地方政府が注意された事項を是正しない場合、中央政府行政権は、その怠慢を上院議会上に告発する。
- III. 上院議会上が告発を受諾した場合、告発された地方政府に割当てられた大衆参加用の税収の共同参加配分の払込みが停止される。 この共同参加配分の資金は、上院議会上が事態を最終的に解決するまで、該当の地方政府の勘定に蓄積されて行く。

第II篇：地方政府に付いて

第I章（単章）：地方政府に付いて

第12条：（地方政府の管轄領域）

- I. 地方政府の管轄領域は、郡行政区である。
- II. 各々の郡行政区には、1地方政府のみが存在する。
- III. 県都に所在する地方政府の管轄領域は、該当の郡行政区である。

第13条：（物理構造物の移管）

- I. 保健衛生、教育、文化、スポーツ、農村道（市町村道）及び小規模灌漑の公共サービス業務の物理構造物に仕向けられている以下の如き不動産並びに動産の所有権を、地方政府に無償で譲渡する。
 - a) 人材開発省の担当官庁の管下にある2次・3次医療保健施設（病院）、地方病院、地区保健衛生センター、保健所。
 - b) 公立の基礎、初等、中等レベル教育施設。
 - c) 国家国規模及び国際規模のスポーツ習練施設を除いた、大衆スポーツ習練場及び多目的スポーツ競技場。

- d) 国有の小規模灌漑施設と農村道（市町村道）。
 - e) 国の財産と認められている施設や各県の管轄下ある大学が所有する施設を除いた、中央政府管下の文化会館、図書館、博物館及びその他。
- II. 中央政府行政権は、保健衛生、教育、文化、スポーツ、農村道（市町村道）灌漑及び小規模灌漑部門に関する規範を定め、国家政策を策定すると共に、教育部門に於ける教育・技術サービス職員、及び、医療保健部門の医局員・専門職員を統治する。 これら部門の国家政策を実施する責任を持つ教職員、事務職員及び専門技術職員は、中央政府の管下に置かれ、中央政府が彼等に報酬を支払い、斯様にして、これら社会サービス業務提供の統一を確保する。

第14条：（地方政府の権限の拡大）

- I. 地方政府の全権限を、その管轄領域内の農村地域まで拡大する。
- II. 地方政府（市町村役所）組織法第9条に定める権限の他、以下の項目に付いて地方政府の権限を拡大する。
 - a) 本法によって譲渡される不動産や動産も含め、地方政府が所有する不動産や動産の装備、維持、改善を管理及び統制し、その使用を規定する。
 - b) 医療保健部門のサービス業務に於ける医薬品や食品も含め、医療保健、基本衛生、教育、文化、スポーツの各部門の施設やサービス業務の適格な運営に必要な機材設備、家具類、教材、消耗品、補給品を備え付け、その使用を管理及び監督する。
 - c) 教育当局者、校長、教職員の職務遂行を、夫々の規定に従って監督し、良好な職務遂行に伴う任務の継続を批准、又は、正当な事由による転属若しくは解職を、地域基礎組織体及び監視委員会の要請に基づき、又は、自己直接の処置を講じて、県教育当局者に提起する。
 - d) 公共保健衛生部門に関する規定に従い、且つ、効果的な業務提供を求めて、本公共部門当局者を監督及び監査すると共に、本部門当局者の任務の継続を批准、又はその交替を、地域基礎組織体及び監視委員会の要請に基づき、又は、自己直接の処置を講じて提起する。
 - e) 中央政府行政権が発布した技術基準及び一般適用規範に従って、市街地と農村地域の地籍管理システムを管理する。
 - f) 自己収入金の徴収に必要な納税者登録原簿を、中央政府内閣が承認した国家土地利用計画及び市街地・農村地域地籍簿に基づいて管理する。

- g) 文化的な資産や歴史的な遺産を修復し、全ての文化的表現を促す。
- h) スポーツの大衆化と競争力の向上を目指し、その実践を促進及び奨励する。
- i) 独特な技術やその他の応用技術の駆使、及び小規模灌漑工事や農村道建設工事などを通じて、農村の開発を促す。
- j) 教育、文化、保健衛生、スポーツ、農村道及び基本衛生の部門に、新しい基本構造物や施設を建設して備える。
- k) 地方政府領域内を通る準幹線道路（2級道路）や農村道の維持管理に寄与する。
- l) 地域基礎組織体及び監視委員会からの要請、請願、申請及び社会管理行為に応じる。
- m) 学童の朝の給食を含めた補足滋養プログラムを世話する。
- n) 上述した地方政府の権限項目範囲に、女性が必要としている要素を取り入れる政策を促し、これを奨励する。

第15条：（地方政府の権限を行使する為のその他の資金）

国内外からの資金、国際協力資金及び国際融資金を受ける為に定められた条件や現地側の準備を地方政府が充たすならば、中央政府行政権は、地方政府の権限の行使を援助する為に、それらの国内外資金、国際協力資金及び国際融資金を仕向けることもできる。

第16条：（市町村会議員の選出）

- I. 地方政府（市町村役所）組織法第13条の後節に述べる “市町村会議員は、市町村役所の管轄領域内の人口に比例し、最高11人までが選出される” は、以下の如く改正される。
 - a) 5万人までの人口に対しては、会議員5人。
 - b) その後、最高定員の会議員数に達するまで、5万人毎又は端数に付き2人の会議員。
- II. 県都に所在する地方政府は、11人の会議員を抱える。

第17条：（地方政府の分区代理員及び副市町長（区長）

- I. 共同体の構成員で現地に住まう分区代理員は、直接一般投票で選出され、その任期は市町村会議員と同じであり、以下の権限を有する。
 - a) 農村地域や市街地の分区の地域基礎組織体が、本法に定める権利と義務を行使するよう援助する。

- b) 地方政府が分区レベルで委託する役割を果たす。
- c) 分区の地域基礎組織が、本法で認める権利と義務に従って行う要請行為や管理行為に応じる。

- II. 市街地の副市町長（区長）は、指定された地区の管理責任者であり、市町長が直接任命するが、その指定地区に住まう者でなければならない。
- III. 地方政府は、分区単位よりも小さい又は大きな社会的・文化的、生産的又は経済的な地理単位が存在する所には、市町区の制定と副市町長（区長）の任命を認める。

第18条：（行政の区域化）

公共サービス業務の提供、国勢調査・選挙人口調査の単位区画化、農村部/市街地の計画立案の為に、地方政府管轄領域又は地方政府共同連合体の管轄領域を一つの単位の行政管区と認める。 この行政機構を可能にする為に、全ての公共サービス業務はこの行政管区に適合させなければならない。農村部或るいは市街地の各行政管区は、本法に定める大衆参加機構に編入されているものとする。

第 III 篇： 大衆参加の資金に付いて

第 I 章（単章）：（大衆参加の資金に付いて）

第19条：（国家収入の分類）

国家憲法第 146条の目的を充たす為に、国家収入を以下の如く分類し定める。

- A) 国の収入：
 - 1) 付加価値税（IVA）。
 - 2) 付加価値補足税制（RC-IVA）。
 - 3) 企業推定収入税（IRPE）。
 - 4) 取引税（IT）。
 - 5) 特定消費税（ICE）。
 - 6) 確定通関税（GAC）。

- 7) 資産無償譲与税（相続税）。
- 8) 出国税。

B) 県の収入：

- 1) 法律に定める地方還元税。

C) 地方政府（市町村）の収入：

C.1. 下記を含む資産所有者推定収入税：

- 1) 農村地域不動産所有税（IRPPB）。
- 2) 市街地不動産税（IRPPB）。
- 3) 車両税、エンジン付き船舶税、航空機税。

C.2. 国家憲法の定めに従い、地方政府（市町村）令で設定された税金及び営業許可徴収金。

第20条：（税収共同参加配分）

- I. 税収の共同参加配分は、法律に定める権限の行使や大衆の参加を履行する為に、国の収入に由来する資金を地方政府及び公立の大学に譲渡するものと解釈される。
- II. 本法の第19条A)項に定めた国の収入に関する実質徴収金の 20%を地方政府、及び、5%を公立大学に夫々仕向ける。
- III. 本法の第19条C)項に定めた地方政府の収入金の全額は、地方政府の独占的な管下であり、地方政府は、中央政府行政権が規定した税制の技術基準や手順に従って税金や料金を徴収し、それを投資する責任がある。

第21条：（税収の人口比例共同参加配分）

前条に述べる税収の共同参加配分は、被益する地方政府の管轄領域内の人口、及び、被益する公立大学が所在する県内人口に基づいて、地方政府と公立大学に夫々配分される。

第22条：（税収の共同参加配分勘定）

- I. 人口 5,000人以上を持つ地方政府に仕向ける税収共同参加配分資金は、銀行システムに開設されている大衆参加勘定に、国庫から自動的に振り込まれる。
- II. 最低 5,000人の人口を持たない地方政府は、他の地方政府と共同連合した大衆参加勘定を開設し、その勘定を通じて国庫から配分資金を受ける為に、他の地方政府と共同連合体を編成しなければならない。

第23条：（税収共同参加配分の条件）

- I. 大衆参加勘定に振り込まれた税収共同参加配分資金を用いる為に、地方政府は、国家憲法第 146条の規定に従い、年間業務計画に合致する地方政府予算計画を作成せねばならないと共に、国家憲法第 152条の規定に従い、前年度の消化予算に付いて、勘定の精算を行わねばならない。
- II. 地方政府が本条に定める規定並びに法令第1178号に定める管理・管制システム基準を履行しない場合、法律の定め処す為に、中央政府行政権は、その不履行を上院議会上に訴える。
- III. 地方政府は、大衆参加の為の税収共同参加配分資金の少なくとも 90%を公共投資に仕向けねばならない。

第24条：（人口に関する情報）

- I. 1992年に実施した人口・住宅国勢調査が人口に関する公けの参考情報を成す。
- II. 2000年に実施される国勢調査以降の人口に関する情報は、国立統計局が5年おきに行う各国勢調査間の中間人口調査と、10年おきに必然的に行われる国勢調査より得られる。
- III. 1992年の人口・住宅国勢調査を調整・修正する必要があることを鑑み、次回の（中間）人口調査を1996年に実施する。

第 IV 篇：公共管理部門と大衆参加に付いて

第 I 章：行政権

第25条：（県知事、副県知事及び市町村監査官の権限）

県知事、副県知事及び市町村監査官は、その権限と管轄領域の範囲で、大衆参加及び地域基礎組織体と中央政府行政権の間に本法が定める権利や義務の行使や遂行を、促進・調整・支援する。

第26条：（地方政府の強化）

中央政府行政権は、地方政府の企画・管理・運営能力を強化する手法を定める。

第27条：（軍の参加）

軍部は、憲法に定める“国の総合的な開発に協力する”任務を果たす為に、軍部組織法に従って大衆参加のプロセスに編入される。

第 I I 章：地方開発公社

第28条：本章に定める目的を実践に移す為に、共和国内の各県に県地方開発公社を設立する。中央政府行政権は、県地方開発公社の組織と運営を規定する。

第29条：（県補整基金）

県の地方還元税収入を人口比例すると全国平均よりも少ない県が、全国平均の還元税収入に達することが出来るまでの金額を補うべく、その県に対しては、国庫負担による年間予算補整金を定める。

第30条：（地方開発公社）

- I. 県の地方還元税収入及び本章に定める還元税補整基金の資金は、以下の目的の為に、地方開発公社によって管理される。
 - a) 県内の地方政府並びに持続開発・環境省との調整の下で行う地方規模、準地方規模及び微地方規模の企画案件。
 - b) 県内の地方政府、及び／又は、場合によっては、地方政府連合体が参入した社会部門、環境部門、基本サービス部門及び道路網部門に関する物理構造物への投資。
 - c) 地方政府の行政・管理サービスの提供能力と処理能力の強化。
- II. 地方開発公社は、大半が国内・国際的な融資で賄われる文化計画、研究計画及び生産インパクト計画を除き、その資金を第三者に譲渡することはできない。
- III. 地方開発公社が権限行使の向上を目指して、新規の資金を導入する為の現地分担金としては、同公社が管理している資金を優先的に使用する。
- IV. 地方開発公社は、収入資金の 15%以上を運営経費の賄いに仕向けることはできない。

第31条：（地方開発公社の理事会）

- I. 地方開発公社の理事会は以下の如く構成される。

- a) 国家憲法に従って任命された執行総裁。
- b) 県内郡行政区の市町長の連名で選出され市民3名。
- c) 国家持続開発委員会が提案し、大統領令で任命された中央政府行政権代表者3名。
- d) 県農民組合連合執行委員長。
- e) 県内市民会議所連合会長。
- f) 資格選考試験で理事会が任命した地方開発公社総支配人も、理事会に出席する。 発言権は有する。

- II. 理事会構成員は、介入する管理行為に付いて、個人的な責任 及び連帯的な無限責任を引き受ける。
- III. 任命された理事会構成員は、地方開発公社と関係がある金融活動、企業活動又は商業活動を行うことはできないと共に、1ヶ月以内の頻度で委託者に適宜報告する責任を有する。

第 III章：実施機関

第32条：（実施機関）

特に、社会投資基金（FIS）、国家地方開発基金（FNDR）、農民開発基金（FDC）国立児童女性家庭事務局（ONAMFA）及びその他の実施機関は、地方政府、県庁、地方開発公社、非政府機関、及びその他の仲介機関を通じた被益対象社会層又は直接的な実施機関の被益対象社会層の中に、優先的に 地域基礎組織体を組み入れる。

一 般 措 置

第33条：（本法の適用）

本法は、共同体の自由結成権利及び自由申請権の行使を制限するものではないと共に、合法的な別の大衆参加形態を除外するものではない。

第34条：（他の民間社会团体）

県、郡、郡行政区、分区に存在する市民団体、同業組合団体、生産団体、宗

教団体、労働組合団体、同職者団体及び被政府機関は、大衆参加の目的達成を目指す為に、各団体の性質に従った活動を展開できるものとする。

第35条：（郡大衆参加審議会）

本法の原則を効果的に統一し、各郡の実情に合わせて郡内の社会団体を調和的に編入する郡大衆参加審議会の存在を認める。郡大衆参加審議会は、郡の発展に貢献すべく、顧問の形で該当の公務レベルと連携する。

第36条：（納税義務の免除）

先住民部落共同体及び農民共同体を対象にした農村所有地の納税義務の免除に関しては、1992年 2月13日付け法令第1305号に定める規定を維持する。

第37条：歴史的な相対的地域開発格差を漸次的に減らす目的で、中央政府は、最も圧迫された不活発な地方又は人口密度の低い地方に、優先的に国内外からの資金を割り当てる。

第38条：（法規類の全面廃棄及び部分廃棄）

- I. 1992年12月15日付けの法律第1399号、及び、1989年10月19日付け法律第1113号を廃棄せよ。
- II. 1978年 2月 9日付け法令第 15037号を廃棄する。
- III. 1986年 5月20日付け法律の第56、57、63、68各条及び第IX篇を廃棄する。

第39条：（本法の効力発生）

- I. 本法は、発令した次の月の1日目から効力を発揮する。
- II. 財務関係に関しては、それに関する規定法を発令した時から、本法は効力を発揮する。

暫 定 条 項

第1条：（資金状況）

- I. 地方政府が制定されていない郡行政区に割り当てられる資金は、地方政府が制定された時点で使えるように、蓄積されて行く。
- II. 地方政府が未だ制定されていない郡行政区が、その割り当て資金を使用する

為に、管轄の領域内の地域基礎組織体は、他の地方政府と地方政府連合体を結成する申請を行うことができる。

第2条：（工事や計画の移管）

- I. 地方政府管轄の工事を地方開発公社が行っている場合、その工事部分は、今後実施する計画部分があれば、その計画部分も含めて、国際融資金や債務を付帯して地方政府に引き渡される。
- II. 地方開発公社が実施している計画や工事で、国家公共投資機構が評価した結果、何らかの技術的及び／又は財務的理由で地方政府に移管できないものは、計画や工事の進展を妨げない為にも地方開発公社の責任下に維持する。
- III. 国家地方開発基金（FNDR）の承認段階にある地方開発公社の計画で、地方政府の管轄下にあるものは、地方開発公社と地方政府の技術・経済的な参加方法及び実施方法を定めるべく、両機関の間の取決めの対象となる。この場合、地方政府は参加方法を定める優先権を有する。

第3条：（義務の遂行）

地方開発公社が、本法発令以前から実施しており、本法に定める役割とは異なる工事や計画は、国家公共投資機構を介して各事例ごとに検討される。

第4条：（組織再編成）

地方開発公社は、新しい法律規範に準じ、且つ組織再編成に関して中央政府行政権が発布する政令に従って、その組織・管理機構を再編成する。

第5条：（市街地不動産所有税、車両税、農村地域不動産所有税の管理）

- I. 市街地不動産の自己評価申告制に取り変わる公定評価制を地方政府が実践するまで、1986年11月28日付け政令第 21458号第6条に規定する措置を維持する。
- II. 車両、エンジン付き船舶、航空機の課税基礎の設定には、1986年11月28日付け政令第 21458号第7条に規定する措置を維持する。
- III. 上述の税金徴収は、1995年会計年度まで国税総局が担当するが、これは、本法に定める配分方法に支障をきたすものではない。国税総局は、この期間中に、これら税金の徴収に付いて地方政府を訓練し、税金徴収の運営管理能力を有する地方政府には、その業務を移管する。

第6条：（管轄領域手続きの中断）

新しい郡行政区や分区の創設を、1996年 1月 1日まで中止する。

第7条：

- I. 1993年12月の選挙で選出された地方政府や（市町村会）議員で、その住民が本法の効力により別の地方政府の管轄領域に編入された処は、今回のみに限り、任期を全うするまでその資格を保持する。
- II. 1994年及び1995年の会計年度に郡都の資格を有していた市町村は、その郡都が所在する分区の人口に基づいた大衆参加資金を受け取る。
- III. 上述の市町村の地方政府議会で承認されている計画やプログラムは、1996年 1月 1日を以て、新しい所属先の市町村議会と、調整及び両立化しなければならない。

立憲の目的に処する為に、中央政府執行権に発送せよ。

名譽なる国会議会議室、

ラパス、1994年 4月20日。

（署名）： JUAN CARLOS DURAN (ファン・カルロス・ドゥラン)、 GUILLERMO BEDREGAL G. (ギルモ・ベドレガール・G.)、 WALTER ZULETA RONCAL (ワルテル・スレータ・ロンカル)、 GUIDO R. CAPRA GEMIO (ギド・R. カブラ・ヘミオ)、 GEORG PRESTEL KERN (ゼオーグ・プレステル・ケルン)、 MIRTHA QUEVEDO ACALINOVIC (ミルタ・ケベド・アカリノヴィク)。

故に、共和国法律として保持し且つ履行するよう、この法律を発令する。

ラパス市大統領府、1994年 4月20日。

（署名）： GONZALO SANCHEZ DE LOZADA (ゴンサロ・サンチェス・デ・ロサダ)、 JOSE G. JUSTINIANO (ホセ・G. ジャスティニアーノ)、 CARLOS SANCHEZ BERZAIN (カルロス・サンチェス・ベルザイン)、 ENRIQUE IPINA MELGAR (エンリーケ・イペーニャ・メルガール)。

ポリヴィア官報

1995年7月28日
法令第1654号

行政地方分権化法

1995年7月28日発行

1995年7月28日法

ヴィクトル・ウゴ・カルデナス・コンデ
共和国臨時立憲大統領

従って、国会は以下の法令を批准した：

国会は

以下を決議する：

行政地方分権化

第I主要項目

県レベルの執行権に対する行政地方分権化の規則

第I章

概念と目的

第1項。（行政地方分権化の立憲上の枠組み）国家憲法の枠内において、本法令は県レベルにおける執行権の行政地方分権化の規則を定めるものである。この法令は、共和国の唯一の制度に準ずるもので、国家レベルにおける執行権の非私的、技術・行政的性格の任務の移転と委任に関連するものである。

第2項。（目的）国家統一保存の枠内で、この法令は以下のような目的を有するものである：

- a) 行政地方分権化の規則内において県レベルにおける執行権の組織的構造を確立する。
- b) 県の経済的かつ財政的資源の規則を確立する。
- c) 住民に対して直接的で近接的な形式の公共事業の実施により、公行政の効率と能力を改善し強化する。

第3項。（県政府の組織構造）

- I. 県レベルにおける執行権の構造は県知事および県協議会からなる県政府によって構成される。
- II. 県政府の内的組織は大統領令によって法規化される。